

第6期行田市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

(素案)

[目 次]

第1章 計画の策定に当たって.....	1
第1節 計画の策定に当たって	2
1 計画の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	2
3 計画策定の背景.....	3
4 計画の期間.....	3
5 策定体制.....	4
(1) 計画策定委員会等の設置.....	4
(2) 市民意見の反映.....	4
第2節 高齢者の現状と将来推計	5
1 人口構造等の現状.....	5
(1) 高齢者人口等の現状.....	5
(2) 高齢者世帯の状況.....	7
2 要支援・要介護認定者の状況.....	8
3 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計.....	10
(1) 高齢者人口の推計.....	10
(2) 要支援・要介護認定者数の推計.....	12
第3節 施策の展開	14
1 日常生活圏域の設定.....	14
(1) 日常生活圏域の概要.....	14
(2) 日常生活圏域の設定.....	14
2 計画の基本理念と基本目標.....	17
(1) 基本理念.....	17
(2) 行田市のリスクと課題.....	18
① 日常生活圏域毎のリスクと課題.....	18
② 行田市全体のリスクと課題.....	19
(3) 基本目標.....	21
3 施策の体系.....	22
(1) 計画の構成.....	22
(2) 施策の体系.....	23

第2章 高齢者保健福祉計画	29
第1節 生きがいの場の充実	30
1 健康と生きがいづくりの支援.....	30
(1) 高齢者の生きがいづくりへの支援.....	30
① 老人クラブ活動の支援.....	30
② 敬老事業の実施と支援.....	31
③ 老人福祉センター事業.....	32
④ 生涯学習の機会の提供.....	32
⑤ いきいきサロン事業.....	34
⑥ 総合福祉会館在宅福祉事業.....	35
⑦ いきいき・元気サポート制度の実施及び充実.....	38
(2) 保健事業の推進.....	39
① 健康手帳の交付.....	39
② 健康教育.....	40
③ 健康相談.....	40
④ 歯周疾患検診.....	41
⑥ がん検診.....	42
⑦ 高齢者肺炎球菌予防接種.....	43
⑧ 高齢者インフルエンザ予防接種.....	44
⑨ 特定健康診査及び後期高齢者健康診査.....	45
2 社会で活躍できる場の充実.....	46
① シルバー人材センター事業.....	46
② 市民と行政の協働による福祉のまちづくりの推進.....	47
③ いきいき・元気サポート制度の支援.....	48
④ ボランティア団体の支援.....	49
第2節 生活支援体制の充実	50
1 高齢者福祉サービスの充実.....	50
① ひとり暮らし高齢者等の把握.....	50
② 乳酸飲料サービス事業.....	51
③ 安心・安全情報キット配布事業.....	52
④ ねたきり老人等の寝具の乾燥及び丸洗い事業.....	53
⑤ 公衆浴場入浴料助成事業.....	54
⑥ 日常生活用具等給付・貸与事業.....	55
⑦ ねたきり老人等短期入所事業.....	56
⑧ ホームヘルパー派遣事業.....	56

⑨ 在宅ねたきり高齢者等への介護用品の給付・貸与事業	57
⑩ 福祉車両貸出事業	57
⑪ ホームヘルパー助成	58
2 高齢者福祉施設の充実	59
(1) 施設整備の現状	60
(2) 施設整備の方針	60
a 老人福祉施設	60
① 養護老人ホーム	60
② 特別養護老人ホーム	60
③ 軽費老人ホーム・ケアハウス	61
b その他の施設	62
① 有料老人ホーム	62
② サービス付き高齢者向け住宅	62
3 高齢者への虐待防止対策の強化	63
(1) 高齢者の権利擁護体制の整備	63
① 高齢者虐待防止事業	63
② 成年後見制度の普及促進	64
③ 認知症に関する啓発	65
④ あんしんサポートねっと	66
⑤ 養護老人ホーム等への適切な入所措置	67
第3章 介護保険事業計画	69
第1節 介護保険事業の充実	72
1 介護保険制度の適正な運営	72
(1) 地域包括ケアシステムの構築	73
(2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行	74
(3) 地域支援事業の充実	75
(4) 地域包括支援センターの機能強化	76
② 地域包括支援センター相談協力員との連携	78
2 介護予防の推進及び介護保険サービスの充実	79
(1) 介護給付及び予防給付に係るサービスの推進	79
ア 居宅介護サービス及び介護予防サービス	79
① 訪問介護・介護予防訪問介護	81
② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	81
③ 訪問看護・介護予防訪問看護	82

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	82
⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	83
⑥ 通所介護・介護予防通所介護.....	83
⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	84
⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	84
⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	85
⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与.....	85
⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	86
⑫ 住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給.....	86
⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	87
⑭ 居宅介護支援・介護予防支援.....	87
イ 地域密着型サービス	88
① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	88
② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	88
③ 夜間対応型訪問介護.....	89
④ 地域密着型特定施設入居者生活介護.....	89
⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護.....	89
⑥ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護.....	90
⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護.....	90
⑧ 複合型サービス	91
⑨ 地域密着型通所介護（仮称）・介護予防地域密着型通所介護（仮称）	91
ウ 施設サービス	92
① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	92
② 介護老人保健施設.....	93
③ 介護療養型医療施設	93
(2) 地域支援事業に係るサービスの推進.....	94
ア 介護予防・日常生活支援総合事業	94
a 介護予防・生活支援サービス事業	94
① 訪問型サービス	94
② 通所型サービス	95
③ その他の生活支援サービス事業.....	96
④ 介護予防ケアマネジメント事業.....	96
b 一般介護予防事業.....	97
① 介護予防把握事業.....	97
② 介護予防普及啓発事業	98

③ 地域介護予防活動支援事業	99
④ 一般介護予防事業評価事業	100
⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業	100
イ 包括的支援事業	101
a 地域包括支援センターの運営	101
① 地域ケア会議	101
② 行田市包括ケア会議の実施	102
③ 地域包括支援センター運営協議会	102
④ 地域支援ネットワークの強化	103
⑤ 総合相談支援業務	104
⑥ 権利擁護事業	104
⑦ 包括的・継続的ケアマネジメント事業	105
b 在宅医療・介護連携の推進	106
c 認知症施策の推進	108
d 生活支援サービスの体制整備	109
ウ 任意事業	111
a 介護給付等費用適正化事業	111
b 家族介護支援事業	112
① 家族介護教室	112
② 認知症高齢者見守り事業	113
③ 高齢者等介護慰労手当支給事業	114
④ ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業	115
⑤ 認知症家族交流会	115
⑥ 認知症サポーターの養成	115
c その他の事業	116
① 成年後見制度の普及促進	116
② 福祉用具・住宅改修支援事業	116
③ 配食サービス事業	117
3 介護保険給付費等の見込みと保険料の算定	118
① 介護保険給付費等の実績	119
② 第6期期間における介護保険給付費等の見込み	122
③ 保険料の算定	126

第 1 章 計画の策定に当たって

計画の策定に当たって

第1節 計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

今回の「第6期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、平成24年3月に策定した「第5期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（行田市高齢者いきいき安心元気プラン）」を見直すものとして、これまでの取組みを評価・検証した上で、新たな計画として策定しました。

また、本計画は、本市の高齢者に係る保健及び福祉に関する総合的な計画として、

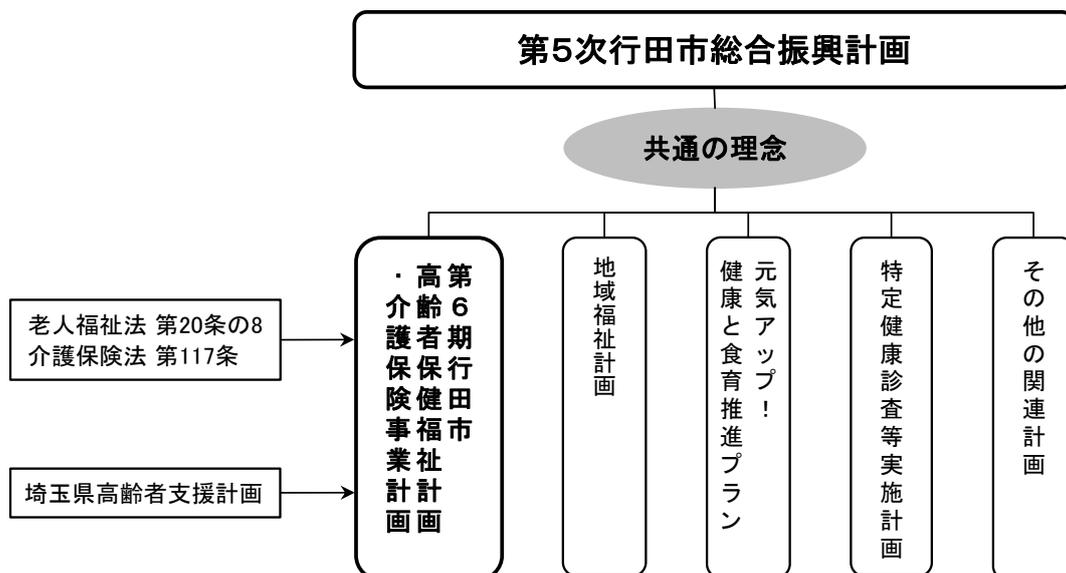
- ① 高齢化に伴う諸課題に対応するための基本的政策目標を設定すること
- ② 設定した基本的政策目標の実現のために取り組むべき施策を明らかにすること

等を目的として策定しています。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき定めるもので、高齢者福祉の増進という共通の目的のもとに相互に密接な関連があることから、一体の計画として策定しています。

また、平成23年度からの10年間の計画期間とする「第5次行田市総合振興計画」や「埼玉県高齢者支援計画」など、諸計画との整合を図っています。



3 計画策定の背景

わが国の65歳以上の高齢者人口は、平成25年に3,190万人となり、平成37(2025)年には3,657万人になると見込まれています。また、要介護率が高くなる75歳以上の高齢者の全人口に占める割合は、平成25年の12.3%から、平成37(2025)年には25%を超える見込みです。

要支援・要介護認定者数は、平成25年4月には564万人となり、平成12年の介護保険制度創設から13年で約2.59倍になりました。近年では増加ペースが再び拡大する傾向にあります。

このような高齢化の進展により、支援が必要な高齢者の増加や、介護保険料の上昇が見込まれています。そのため、平成18年の介護保険制度の改正で提唱された「地域包括ケアシステム」の構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性を確保するための重点化・効率化が必要となっています。

本市においても、地域包括支援センター(4か所)を中心に、地域包括ケアの体制づくりを進めてきましたが、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境を整備するため、地域包括ケアの理念を市民と共有し、体制の充実に努める必要を認識しています。

そこで、本市では、地域の特性に応じ、地域の自主性や主体性に基づいて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、平成37(2025)年までに作り上げることを目指して、「第6期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

4 計画の期間

第6期の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年です。

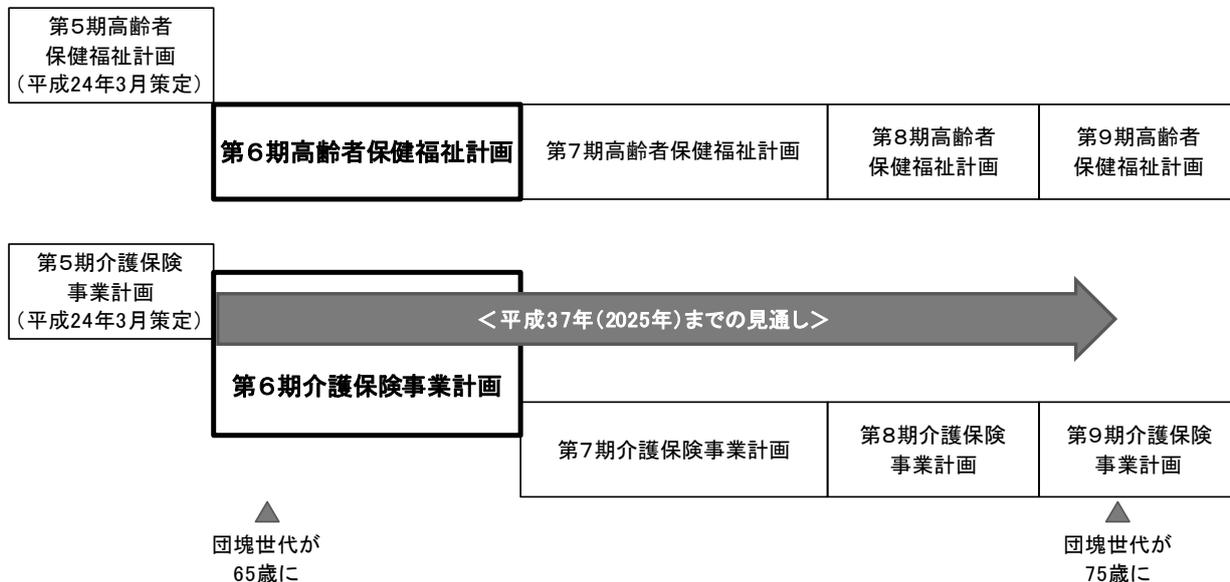
なお、第6期以降の計画では、いわゆる「団塊の世代」の方々が75歳となる平成37年(2025年)に向け、第5期で開始した地域包括ケアの実現のための方向性を継承しつつ、在宅・医療・介護の連携推進等の取組みを本格化していくこととなります。

平成37年(2025年)までの中長期的なサービスや給付、保険料の水準等も見据えた上で、中長期的な視野に立った施策の展開を図っていきます。

■ 計画の期間

今回見直し

H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H37 (2025)	H38 (2026)
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	-------	---------------	---------------



5 策定体制

(1) 計画策定委員会の設置

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者及び被保険者代表からなる「行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において協議・検討を行いました。

(2) 市民意見の反映

また、要支援・要介護認定者や一般高齢者などに対する実態調査や、市民意見募集（パブリックコメント）を行い、より多くの市民の意見を反映させています。

第2節 高齢者の現状と将来推計

1 人口構造等の現状

(1) 高齢者人口等の現状

平成26年1月1日現在の行田市の総人口は84,035人で、65歳以上人口は21,593人、高齢化率は25.7%となっています。65歳以上人口は毎年増加する傾向にあり、高齢化率も上昇しています。

■人口の推移

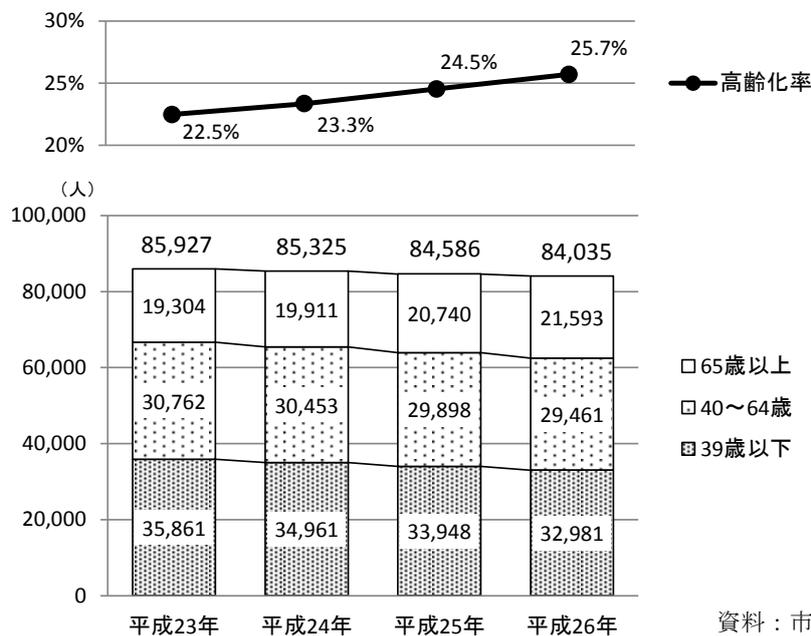
各年1月1日現在

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口(人)	85,927	85,325	84,586	84,035
65歳以上人口(人)	19,304	19,911	20,740	21,593
高齢化率(%)	22.5%	23.3%	24.5%	25.7%
65～69歳(人)	5,783	5,845	6,245	6,582
70～74歳(人)	4,613	4,912	5,099	5,398
前期高齢者計(人)	10,396	10,757	11,344	11,980
構成比(%)	12.1%	12.6%	13.4%	14.3%
75～79歳(人)	3,627	3,743	3,835	3,889
80～84歳(人)	2,745	2,714	2,799	2,855
85歳以上(人)	2,536	2,697	2,762	2,869
後期高齢者計(人)	8,908	9,154	9,396	9,613
構成比(%)	10.4%	10.7%	11.1%	11.4%
40～64歳(人)	30,762	30,453	29,898	29,461
構成比(%)	35.8%	35.7%	35.3%	35.1%

※住民基本台帳法による人口(外国人は含まれない)

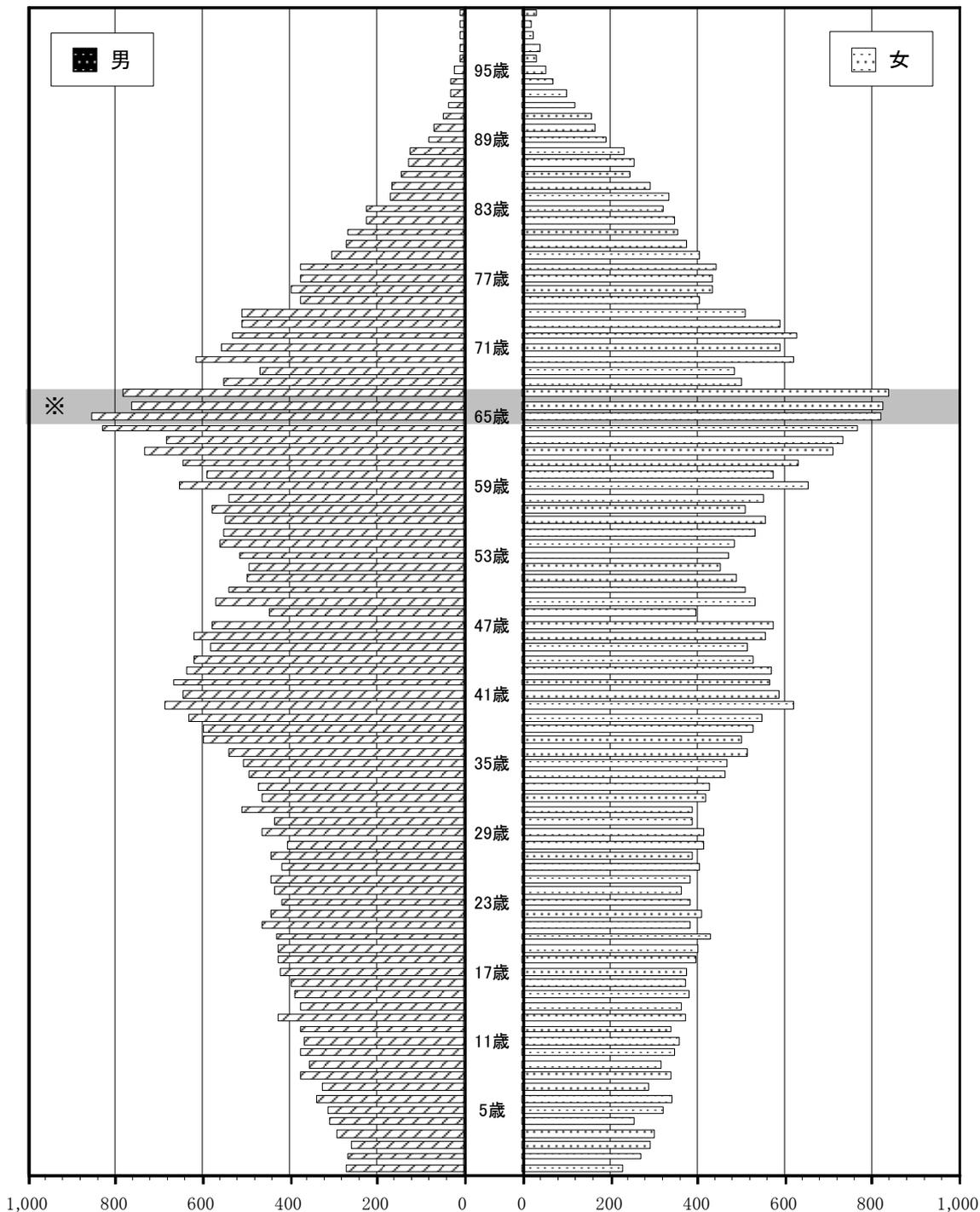
資料：市民課

■行田市の人口と高齢化率の推移



資料：市民課

■行田市の人口構成と団塊の世代の人口（平成26年9月末現在）



年齢 (出生年)	※ 団塊の世代						
	63 (1951)	64 (1950)	65 (1949)	66 (1948)	67 (1947)	68 (1946)	69 (1945)
男	680	825	850	760	779	551	466
女	736	770	821	827	840	505	486
合計	1,416	1,595	1,671	1,587	1,619	1,056	952

(2) 高齢者世帯の状況

在宅高齢者を対象とした民生委員による調査結果によると、平成26年6月1日現在で、ひとり暮らし高齢者は2,380人、高齢者のみの世帯（親や兄弟等との同居を含め世帯構成員全員が65歳以上）は2,855世帯となっており、前年（平成25年）と比較してそれぞれ188人、255世帯増加しています。

■高齢者世帯の状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ひとり暮らし高齢者（人）	1,836	2,056	2,192	
高齢者のみの世帯（世帯）	2,187	2,486	2,600	
総世帯数（6月1日現在）	32,732	33,020	33,659	

※在宅を対象とする。

※高齢者のみの世帯で、同居している方が施設等に入り、実質ひとり暮らしになっている場合は、ひとり暮らし欄へ計上。また、同居している方が入院等の場合は、そのまま高齢者のみ世帯へ計上。

資料：民生委員による調査結果

2 要支援・要介護認定者の状況

平成25年度末の要支援・要介護認定者数は3,340人でした。平成24年度から平成25年度にかけての増加率は2.7%となっています。

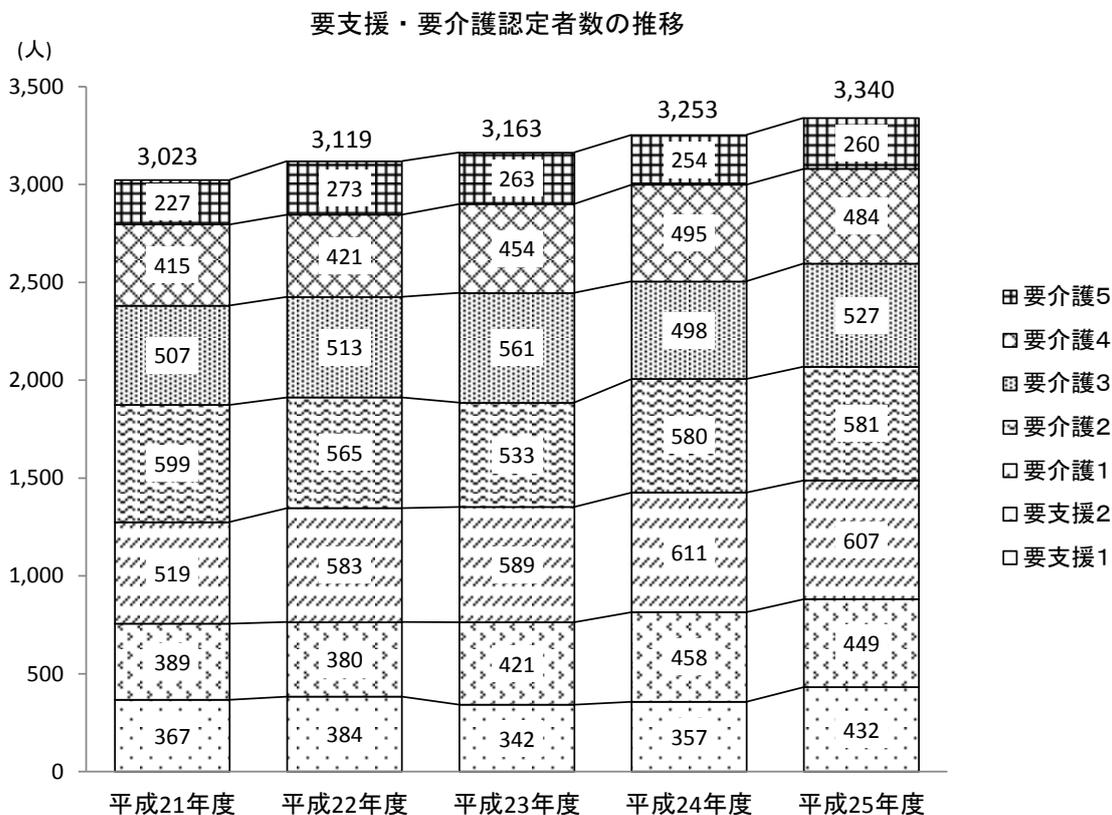
■要支援・要介護認定者数の推移

単位：人

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要支援1	367	384	342	357	432
要支援2	389	380	421	458	449
要介護1	519	583	589	611	607
要介護2	599	565	533	580	581
要介護3	507	513	561	498	527
要介護4	415	421	454	495	484
要介護5	227	273	263	254	260
合計	3,023	3,119	3,163	3,253	3,340

※各年度末時点の人数

資料：介護保険事業状況報告各年度（行田市）



要支援・要介護認定者の居宅サービス利用者数は増加傾向にあります。平成24年度から平成25年度にかけての増加率は6.8%となっています。

■要支援・要介護認定者の居宅サービス利用者数

単位：人

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要支援1	250	255	232	224	299
要支援2	275	276	309	318	332
要介護1	362	416	444	433	453
要介護2	416	397	389	440	436
要介護3	297	288	309	292	302
要介護4	172	191	187	189	203
要介護5	64	78	92	81	87
合 計	1,836	1,901	1,962	1,977	2,112

資料：介護保険事業状況報告各年度（行田市）

在宅・施設別サービス受給者の推移を見ると、在宅サービス利用者数は増加傾向にあり、平成24年度から平成25年度にかけての増加率は6.8%となっています。

施設サービス利用者数も近年では穏やかな増加傾向にありましたが、平成24年度から平成25年度にかけては23名の増加となっており、この間の増加率は4.1%でした。

■在宅・施設別サービス受給者の推移

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認定者数	3,023 (100.0%)	3,119 (100.0%)	3,163 (100.0%)	3,253 (100.0%)	3,340 (100.0%)
在宅サービス利用者数	1,907 (63.1%)	1,971 (63.2%)	2,031 (64.2%)	2,045 (62.9%)	2,185 (65.4%)
居宅サービス	1,836 (60.7%)	1,901 (60.9%)	1,962 (62.0%)	1,977 (60.8%)	2,112 (63.2%)
居住系サービス	71 (2.3%)	70 (2.2%)	69 (2.2%)	68 (2.1%)	73 (2.2%)
施設サービス利用者数	530 (17.5%)	536 (17.2%)	549 (17.4%)	566 (17.4%)	589 (17.6%)
サービス未利用者数	586 (19.4%)	612 (19.6%)	583 (18.4%)	642 (19.7%)	566 (16.9%)

資料：保険者向け給付実績情報（国保連合会）

3 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計

(1) 高齢者人口の推計

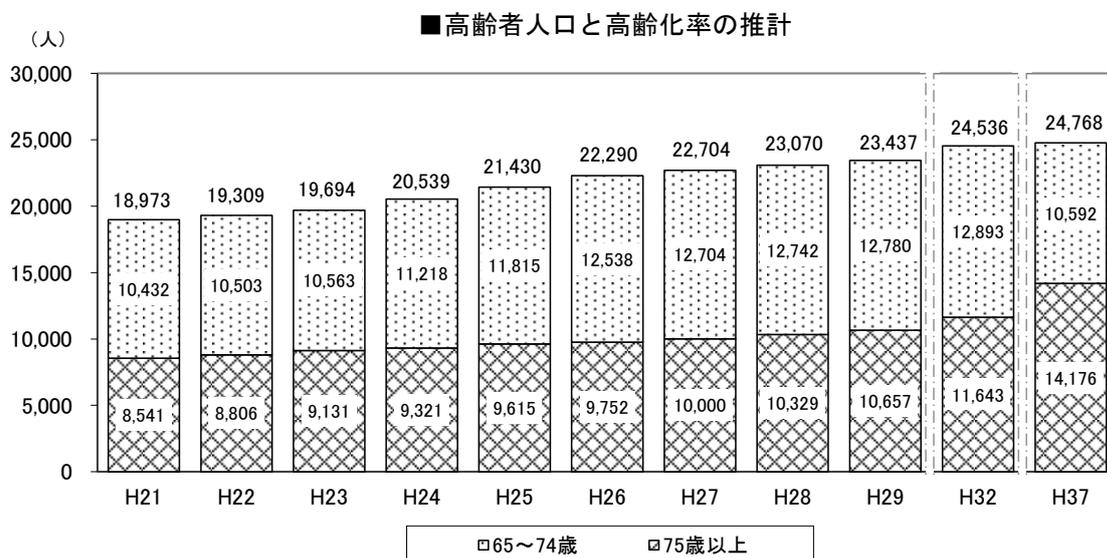
行田市の総人口は減少傾向が続き、平成29年の総人口は80,999人、平成37年には74,896人まで減少すると推計されます。

この間、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、平成29年には23,437人、平成37年には24,768人になると推計されます。このうち、65～74歳の前期高齢者は平成27～29年は12,700人台で推移し、平成29年には12,780人、平成37年には10,592人に減少します。他方、75歳以上の後期高齢者は、平成27年の10,000人から平成29年には10,657人、平成32年には11,643人となり「団塊の世代」が75歳以上になる平成37年には、14,176人になると推計されます。

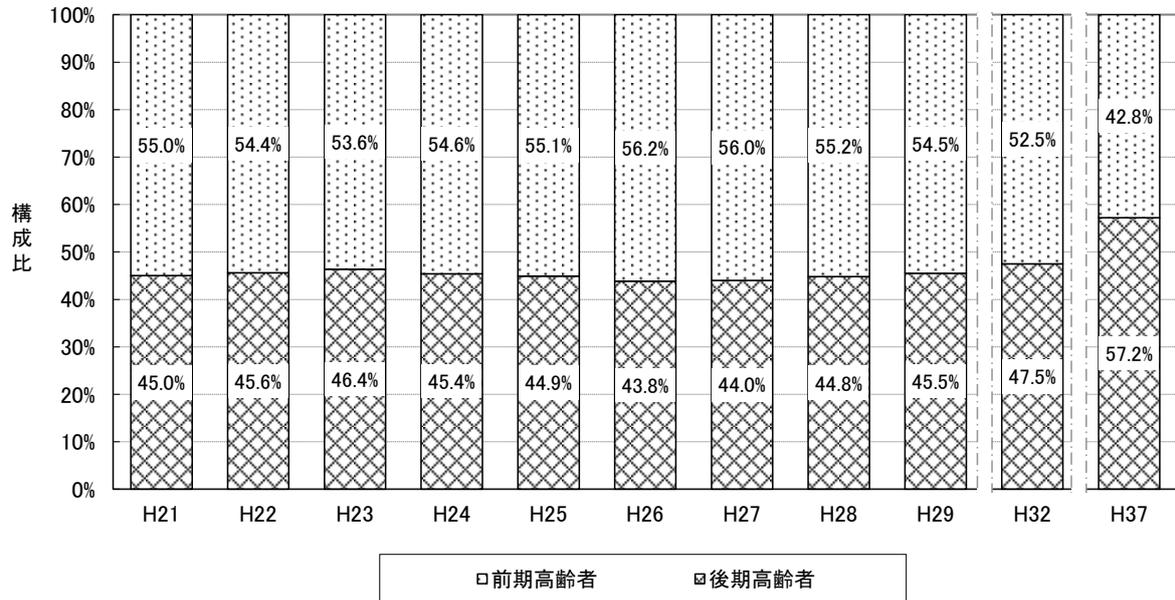
総人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、行田市の高齢化率は平成27年の27.6%から平成29年には28.9%、平成37年には33.1%になると推計されます。

■高齢者人口の推計値

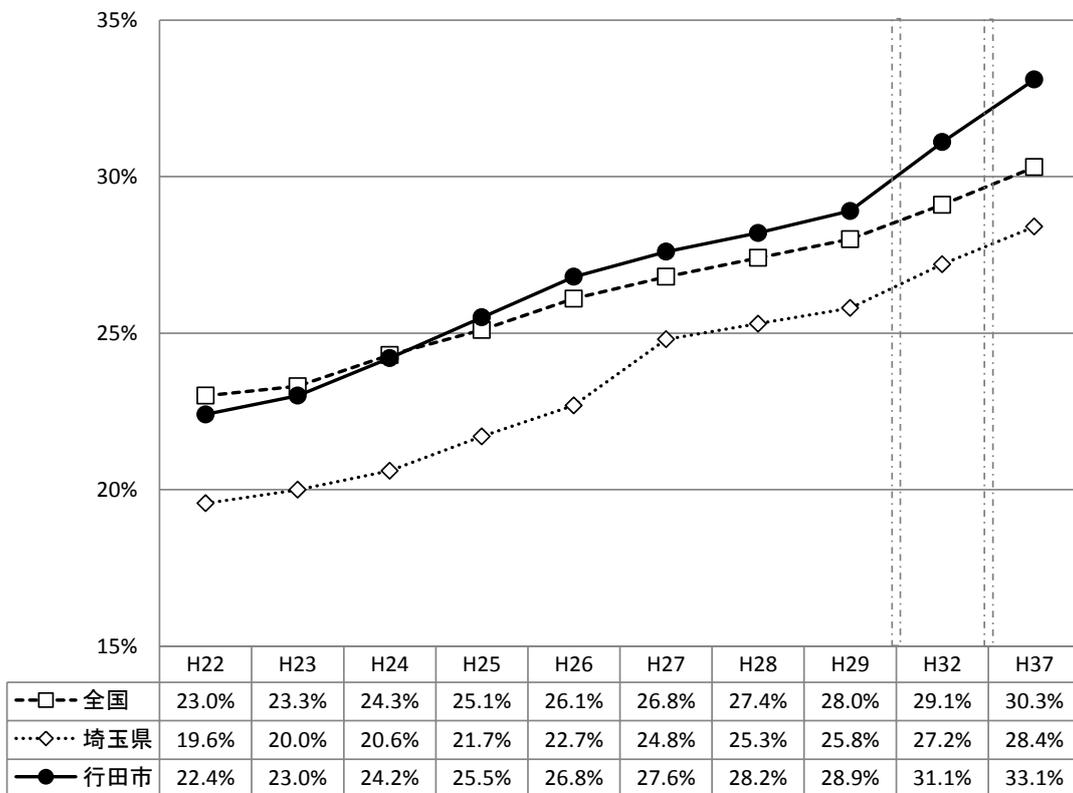
	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
総人口(人)	82,395	81,697	80,999	78,906	74,896
65歳以上人口(人)	22,704	23,070	23,437	24,536	24,768
高齢化率	27.6%	28.2%	28.9%	31.1%	33.1%
前期高齢者	12,704	12,742	12,780	12,893	10,592
人口構成比	15.4%	15.6%	15.8%	16.3%	14.1%
後期高齢者	10,000	10,329	10,657	11,643	14,176
人口構成比	12.1%	12.6%	13.2%	14.8%	18.9%
40～64歳人口(人)	28,309	27,926	27,544	26,396	24,986
人口構成比	34.4%	34.2%	34.0%	33.5%	33.4%



■高齢者人口に占める前期高齢者と後期高齢者の構成比の推計



■行田市の高齢化率の推移と全国及び埼玉県との比較



資料：全国は国立社会保障・人口問題研究所。

埼玉県は H26 までは埼玉県統計課、H27 以降は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を用い H28～29 はコーホート法により補間推計しています。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

行田市の認定者数(第1号被保険者)は増加傾向が予想され、平成29年に3,458人、平成37年には4,485人を見込みます。

前期高齢者(65～74歳)の認定者数は、平成29年に413人、平成32年には458人となりますが、平成37年には376人に減少すると見込まれます。他方、後期高齢者(75歳以上)の認定者数は、平成29年に3,045人となり、平成37年には4,109人に増加すると見込まれます。

■認定者数の推計値(要介護度別)

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
要支援1	403	414	428	484	560
要支援2	484	518	553	634	746
要介護1	657	695	733	848	973
要介護2	508	472	436	455	518
要介護3	537	552	568	637	698
要介護4	478	485	508	602	690
要介護5	236	228	232	262	300
総数	3,303	3,363	3,458	3,921	4,485

■認定者数の推計値(前期・後期・要介護度別)

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
第1号被保険者	3,303	3,363	3,458	3,921	4,485
要支援	888	932	980	1,118	1,306
要介護	2,415	2,431	2,478	2,804	3,179
前期高齢者	394	401	413	458	376
要支援	68	63	58	63	51
要介護	326	338	355	395	325
後期高齢者	2,909	2,962	3,045	3,463	4,109
要支援	820	869	922	1,054	1,255
要介護	2,089	2,093	2,123	2,409	2,854

認定率は、平成27年の14.5%から徐々に上昇し、平成29年には14.8%を見込みます。

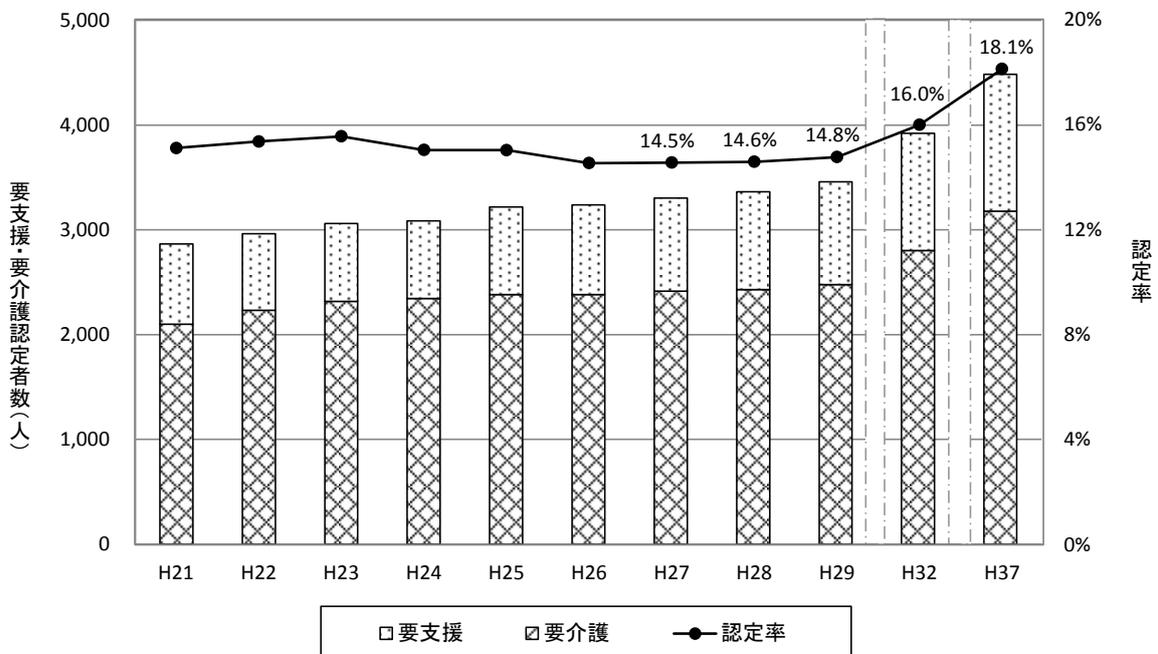
また、平成37年の認定率は18.1%と見込まれます。この間、前期高齢者の認定率は3%台、後期高齢者の認定率は29%前後を推移しますが「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年には、前期高齢者数の減少と後期高齢者数の増加により、全体の認定率を押し上げることになります。

■認定率の推計値

(%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
第1号被保険者	14.5	14.6	14.8	16.0	18.1
前期高齢者	3.1	3.1	3.2	3.6	3.6
後期高齢者	29.1	28.7	28.6	29.7	29.0

第1号被保険者の要介護（支援）認定率、認定者数の推計



第3節 施策の展開

.....

1 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の概要

「日常生活圏域」は、住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設等の整備状況等を総合的に勘案した上で、市町村が定めることになっています。

本市においても、高齢者が住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることのできるよう、日常生活圏域を定め、各エリア内における介護サービスの必要量を見極めながら、地域密着型サービス等の適正かつ計画的な整備を図っています。

(2) 日常生活圏域の設定

本市では、これまでA～Eの5圏域の日常生活圏域を設定してきました。

第5期計画期間に比べ、総人口は減少傾向にある反面、高齢者人口は各圏域とも増加しています。

地域の高齢者を支える基盤は、保健・福祉施設や公共施設、交通網などはもとより、地域を繋ぐ人的ネットワークも重要な要素となります。それらを最大限に活用し、身近な生活圏域において様々なサービス拠点が連携することで、地域ケアの充実を推進していく必要があります。

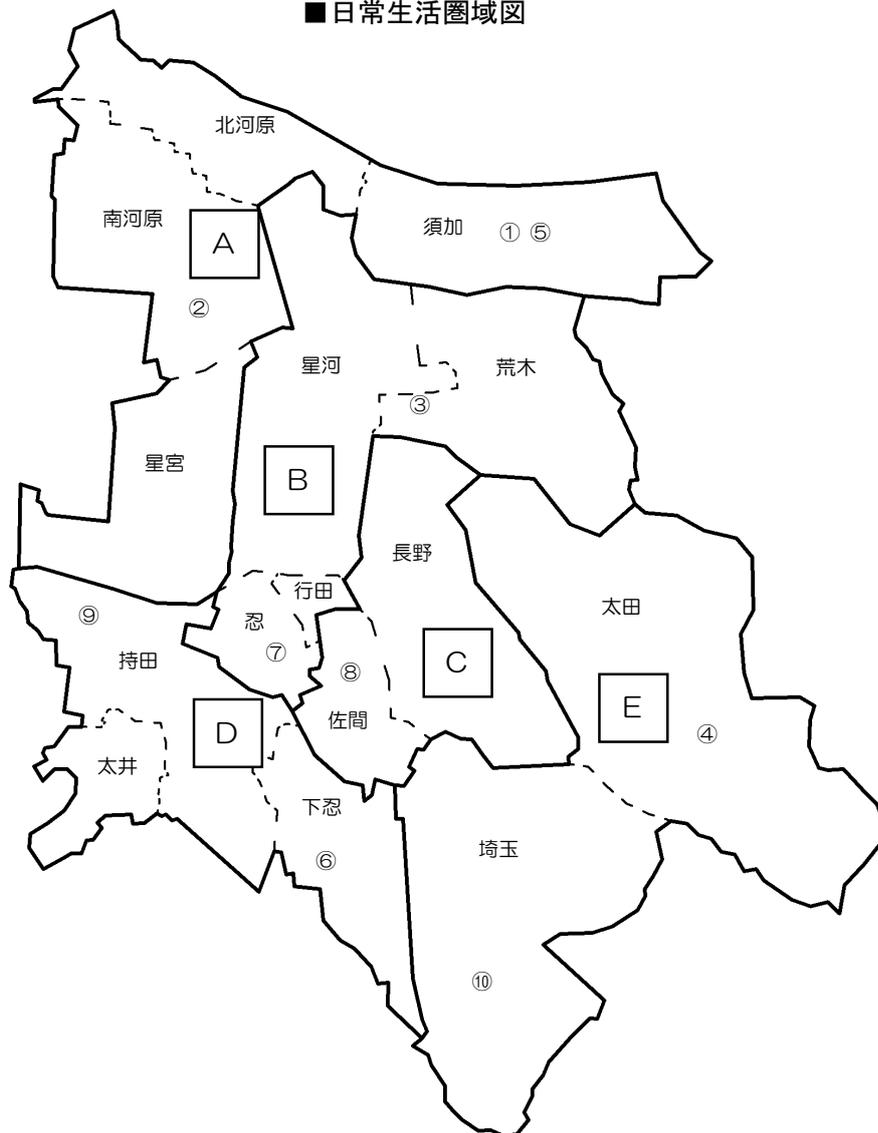
現状では、高齢者人口の少ないA圏域に介護保険施設が3施設ありますが、地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、高齢者人口の多いB～Eの各圏域に設置されており、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることのできるよう、基盤整備が進んでいます。

こうした現状を踏まえ、第6期計画では引き続き5圏域の日常生活圏域を設定し、地域の特性や地区別の人口分布等を考慮しながら、圏域ごとに高齢者支援体制の整備・充実を図っていきます。

■日常生活圏域別人口（平成26年6月1日現在）

日常生活圏域区分	地区名	世帯数	総人口	高齢者人口	高齢化率	圏域毎 高齢者人口比
A	須加	754	1,868	652	34.9%	11.9%
	北河原	375	1,045	352	33.7%	
	星宮	670	1,728	558	32.3%	
	南河原	1,484	3,930	1,051	26.7%	
	計	3,283	8,571	2,613	30.5%	
B	忍	2,581	6,146	1,799	29.3%	26.6%
	行田	706	1,601	562	35.1%	
	星河	3,685	9,500	2,429	25.6%	
	荒木	1,348	3,338	1,065	31.9%	
	計	8,320	20,585	5,855	28.4%	
C	佐間	2,842	6,801	1,763	25.9%	21.1%
	長野	4,704	11,676	2,885	24.7%	
	計	7,546	18,477	4,648	25.2%	
D	持田	5,239	13,132	3,067	23.4%	25.2%
	太井	3,761	8,922	1,954	21.9%	
	下忍	795	2,124	526	24.8%	
	計	9,795	24,178	5,547	22.9%	
E	埼玉	1,824	5,243	1,400	26.7%	15.2%
	太田	3,133	7,739	1,939	25.1%	
	計	4,957	12,982	3,339	25.7%	
合計		33,901	84,793	22,002	25.9%	100.0%

■日常生活圏域図



■市内の介護保険施設等の立地状況

種 別	圏域	番号	施 設 名	定員
特別養護 老人ホーム 〔介護老人 福祉施設〕	A	①	特別養護老人ホーム緑風苑	100人
	A	②	特別養護老人ホームおきな	100人
	B	③	まきば園	80人
	E	④	介護老人福祉施設ふぁみいゆ行田	90人
介護老人 保健施設	A	⑤	老人保健施設グリーンピア	80人
	D	⑥	老人保健施設ハートフル行田	80人
認知症対応型 共同生活介護 〔グループホーム〕	B	⑦	行田ケアセンターそよ風	17人
	C	⑧	緑風苑グループホーム百花	18人
	D	⑨	壮幸会介護保険施設心春（こはる）	18人
	E	⑩	高齢者グループホーム「ほっとほっと」	9人

2 計画の基本理念と基本目標

介護保険制度は、高齢者とその家族を支える社会の仕組みづくりに大きな役割を果たしてきたところですが、本市はもとより、わが国の社会及び社会保障全般を取り巻く情勢は、高齢化の進展とともに年々、厳しさを増している状況です。

とりわけ「団塊の世代」の方々が、平成27年には65歳以上の高齢者となり、さらにその10年後の平成37年には、75歳以上の後期高齢者になるなど、今後、高齢化が急速に進むことが見込まれています。

そのようななか、要介護認定者数は制度発足以来、増加を続けており、介護給付費や介護保険料にも大きな影響を与えていることから、福祉や介護サービスのあり方などについて、中・長期的な展望に立った取組みを展開し、制度を持続可能なものとしていく必要があります。

また、全ての高齢者が住み慣れた家庭や地域において、健康でいきいきと安心して暮らし続けていくためには、その生活機能の低下を未然に防止し、地域のネットワークのなかで支えていくことが重要です。

そのためには、介護予防の推進をはじめ、多様な高齢者福祉サービスや質の高い介護保険サービスの提供、介護と医療の連携、生活支援体制の充実や地域での支え合いの仕組みづくりなどを進めることで、高齢者への包括的な支援・サービス提供体制を整えた『地域包括ケアシステム』を構築していく必要があります。

(1) 基本理念

本市では、第5次行田市総合振興計画（平成23年度～平成32年度）において、

ひとの元気・地域の元気・まちの元気

の3つの“元気”を柱とした基本理念を掲げ、まちづくりを推進しています。

また、保健・福祉・医療分野のキーワードを **やすらぎ** として、

だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり

を目指しています。

本計画では、上位計画である第5次行田市総合振興計画における高齢者部門の政策目標である

高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる

を基本理念とし、健全な介護保険財政の確立による持続可能な制度の運営を確保しつつ、高齢者がいきいきと安心して暮らせる社会を目指して、**地域包括ケアシステムの構築**に取り組んでいきます。

(2) 行田市のリスクと課題

① 日常生活圏域毎のリスクと課題

i) 高齢化の進んでいる圏域

A圏域（須加・北河原・星宮・南河原）及びB圏域（忍・行田・星河・荒木）は、本市のなかでも特に高齢化が進んだ地域です。

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者や、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の増加が予想されます。

◆ 孤立化の防止

ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の増加に伴い、地域とのつながりが希薄な高齢者の増加が懸念されます。日常的な関係を築くだけでなく、傷病などの不測の事態に備えて、地域における支え合いの意識を高める必要があります。

◆ 適切かつ円滑なサービスの提供

要介護高齢者においては、加齢によりその症状が重度化する傾向があります。

一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、各種サービスの提供体制と連携の強化を図る必要があります。

◆ 個別対応の強化

ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯や、要介護高齢者の増加、症状の重度化に伴い、高齢者本人やその家族に対してよりきめ細やかな対応が求められることから、地域包括支援センターをはじめ、各種支援機能の強化と連携を図る必要があります。

ii) これから高齢化が進む圏域

C圏域（佐間・長野）、D圏域（持田・太井・下忍）及びE圏域（埼玉・太田）では、高齢化が急速に進むことが見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で暮らしていただけるための環境を整備する必要があります。

◆ 充実した日常生活の支援

様々な活動の機会や場を提供することで、生きがいを感じられる日常生活を支援する必要があります。

◆ 健康の維持・増進

介護予防につながる多様な活動メニューの提供により、高齢者の自立した暮らしと健康の維持・増進を支援する必要があります。

◆ 地域とのつながりの確保

地域社会とのつながりが希薄にならないよう、地域コミュニティの強化を図る必要があります。

② 行田市全体のリスクと課題

本市の高齢化率は、平成29年には28.9%に、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年には33%に達すると予想されていることから、さらなる高齢化の進展に備え、生きがいの創出や介護予防の推進、地域における支え合いの強化を図るとともに、介護保険制度を適切かつ健全に運営していくことが重要となります。

◆ 高齢者福祉及び介護保険サービスの提供体制の確保

必要なサービスが適時・適切に提供されるよう、各種サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

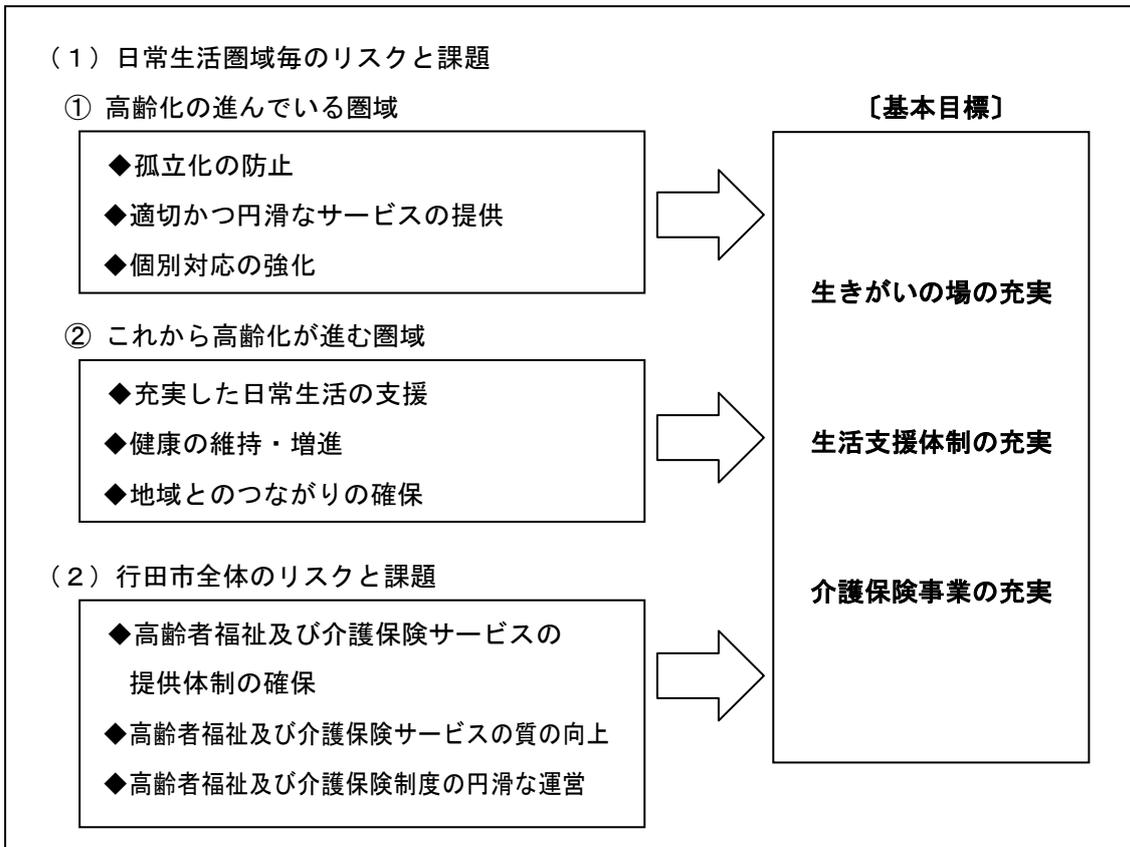
◆ 高齢者福祉及び介護保険サービスの質の向上

利用者の生活の質の向上につながるよう、各種サービスの質の向上に向けた取組みを推進・促進する必要があります。

◆ 高齢者福祉及び介護保険制度の円滑な運営

高齢化が進展するなかにあっても、事業収支の健全性を高め、各種制度を適切かつ健全に運営することで、その持続可能性を確保する必要があります。

■行田市のリスクと課題の集約



(3) 基本目標

以上のリスクと課題を総合的に勘案し、かつ第5期計画からの継続性を勘案した結果として、第5次行田市総合振興計画における「政策の展開」で示した次の3点を、本計画の基本目標として掲げます。

基本目標1 生きがいの場の充実

～高齢者が活動的で 生きがいにあふれ 元気に生活できるまち～

高齢者になっても生きがいを持ち、地域や社会との関わりの中で、いきいきと活動的な生活を送るためには、様々な場面において主体的に活動していくことが必要です。

高齢者自らが、その経験や知識、技能等を活かすことで、地域での役割を果たしているよう、老人クラブ活動やボランティア活動をはじめ自主的な活動への支援を推進します。

基本目標2 生活支援体制の充実

～市民の主体的な活動により ともに生き ともに支え合うまち～

高齢化や核家族化が進行するなか、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯が増加していることから、生活支援体制の充実を図り、地域のなかで高齢者が孤立しないよう、地域住民や事業者等と連携し、地域ネットワークづくりを進めます。

また、高齢者の尊厳を確保するため、虐待防止や認知症高齢者等の権利擁護体制の充実に努めます。

基本目標3 介護保険事業の充実

～総合的な介護予防サービスと 質の高い介護サービスが受けられるまち～

高齢者が健康でいきいきとした生活を送れるよう、介護予防意識の啓発に努めるとともに、事業に参加しやすい環境づくりに努めます。

また、たとえ介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるよう、介護保険制度の適正な運営に努めながら、質の高いサービスを包括的に提供できるよう、地域包括支援センターを中心として、保健・福祉・医療等が連携した「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。

3 施策の体系

(1) 計画の構成

本計画は、高齢者保健福祉の推進に関する「高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」により構成されています。

「高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる」という基本理念に則り、高齢者保健福祉計画において、基本目標である「生きがいの場の充実」「生活支援体制の充実」に資する各種施策を、介護保険事業計画において「介護保険事業の充実」に資する各種施策を展開しています。

なお「生活支援体制の充実」のうち、一部は介護保険事業計画の内容ともリンクすることから、計画の全体像は下図のとおりとなります。

■計画の全体像

基本理念	基本目標	施策の展開
高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる	1 生きがいの場の充実	1 健康と生きがいつくりの支援 2 社会で活躍できる場の充実
	2 生活支援体制の充実	1 高齢者福祉サービスの充実 2 高齢者福祉施設の充実 3 高齢者への虐待防止対策の強化
	3 介護保険事業の充実	1 介護保険制度の適正な運営 2 介護予防の推進及び介護保険サービスの充実

高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

(2) 施策の体系

基本目標 1

生きがいの場の充実

1 健康と生きがいづくりの支援

元気な高齢者の社会参加を促進し、経験や知識、技能を地域に還元する生きがいづくりの場としての自主的な活動を支援します。

○高齢者の生きがいづくりへの支援

① 老人クラブ	⑤ いきいきサロン事業
② 敬老事業	⑥ 総合福祉会館在宅福祉事業
③ 老人福祉センター事業	⑦ いきいき・元気サポート制度の支援
④ 生涯学習の機会の提供	⑧ 地域における活動拠点の利用の促進

○保健事業の推進

① 健康手帳の交付	⑥ がん検診
② 健康教育	⑦ 高齢者肺炎球菌予防接種
③ 健康相談	⑧ 高齢者インフルエンザ予防接種
④ 歯周疾患検診	⑨ 特定健康診査及び後期高齢者健康診査
⑤ 肝炎ウイルス検診	

2 社会で活躍できる場の充実

高齢期における社会参加ニーズの高まりに対応し、就業、ボランティア、地域支え合い等の多様な社会参加の機会の確保を図ります。

○社会で活躍できる場の充実

① シルバー人材センター事業	③ いきいき・元気サポート制度の支援
② 市民と行政の協働による福祉のまちづくりの推進	④ ボランティア団体の支援

基本目標 2

生活支援体制の充実

1 高齢者福祉サービスの充実

介護保険サービスの対象とはならないが何らかの支援が必要な高齢者に対して、いつまでも元気で日常生活が送れるようきめ細かな支援を行います。

○高齢者福祉サービスの充実

① ひとり暮らし高齢者等の把握	⑦ ねたきり老人等短期入所事業
② 乳酸飲料サービス事業	⑧ ホームヘルパー派遣事業
③ 安心・安全情報キット配布事業	⑨ 在宅寝たきり高齢者等への介護用品の給付・貸与事業
④ ねたきり老人等の寝具の乾燥及び丸洗い事業	⑩ 福祉車両貸出事業
⑤ 公衆浴場入浴料助成事業	⑪ ホームヘルパー助成
⑥ 日常生活用具等給付・貸与事業	

2 高齢者福祉施設の充実

高齢者福祉施設の充実と適正なサービス提供の確保に努め、サービス提供基盤の強化を図ります。

○施設整備の方針

■老人福祉施設

① 養護老人ホーム	③ 軽費老人ホーム・ケアハウス
② 特別養護老人ホーム	

■その他の施設

① 有料老人ホーム	② サービス付き高齢者向け住宅
-----------	-----------------

3 高齢者への虐待防止対策の強化

高齢者の尊厳を確保し、高齢者が安心して生活できるよう、虐待防止事業や権利擁護体制の充実に努めます。

○高齢者の権利擁護体制の整備

① 高齢者虐待防止事業	④ あんしんサポートねっと
② 成年後見制度の普及促進	⑤ 養護老人ホーム等への適切な入所措置
③ 認知症に関する啓発	

基本目標3

介護保険事業の充実

1 介護保険制度の適正な運営

高齢者が住み慣れた地域で自立して日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の充実に努めます。

- 地域包括ケアシステムの構築
- 地域支援事業の充実
- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行
- 地域包括支援センターの機能強化

2 介護予防の推進及び介護保険サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるよう、質の高い体系的なサービスを提供するとともに、保健・福祉・医療等が連携し、高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立を支援できる介護保険事業の運営を目指します。

○介護給付及び介護予防給付に係るサービスの推進

■居宅介護サービス
及び介護予防サービス

- ① 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
- ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護・介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- ⑥ 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）
- ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- ⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- ⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修
- ⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑭ 居宅介護支援・介護予防支援（ケアプラン）

■地域密着型サービス

- | |
|--|
| ① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |
| ② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| ③ 夜間対応型訪問介護 |
| ④ 地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| ⑥ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 |
| ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| ⑧ 複合型サービス |
| ⑨ 地域密着型通所介護（仮称）・介護予防地域密着型通所介護（仮称） |

■施設サービス

- | |
|-----------------------|
| ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） |
| ② 介護老人保健施設 |
| ③ 介護療養型医療施設 |

○地域支援事業に係るサービスの推進

■介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防・生活支援サービス事業

- | | |
|-----------|----------------|
| ① 訪問型サービス | ③ その他の生活支援サービス |
| ② 通所型サービス | ④ 介護予防ケアマネジメント |

- ・一般介護予防事業

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 介護予防把握事業 | ④ 一般介護予防事業評価事業 |
| ② 介護予防普及啓発事業 | ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業 |
| ③ 地域介護予防活動支援事業 | |

■包括的支援事業

- ・地域包括支援センターの運営

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 地域ケア会議 | ⑤ 総合相談支援事業 |
| ② 行田市包括ケア会議の実施 | ⑥ 権利擁護事業 |
| ③ 地域包括支援センター運営協議会 | ⑦ 包括的・継続的ケアマネジメント事業口 |
| ④ 地域支援ネットワークの強化 | |

- ・在宅医療・介護連携の推進

- ・認知症施策の推進

- ・生活支援サービスの体制整備

■任意事業

- ・介護給付等費用適正化事業

- ・家族介護支援事業

① 家族介護教室	④ ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業
② 認知症高齢者見守り事業	⑤ 認知症家族交流会
③ 高齢者等介護慰労手当支給事業	⑥ 認知症サポーターの養成

- ・その他の事業

① 成年後見制度の普及促進	③ 配食サービス事業
② 福祉用具・住宅改修支援事業	

第 2 章 高齡者保健福祉計画

第1節 生きがいの場の充実

1 健康と生きがいつくりの支援

高齢者になっても生きがいを持ち、地域や社会との関わりの中で、いきいきと活動的な生活を送るためには、健康の維持と社会参加の促進を図りながら、様々な場面において主体的に活動していくことが必要です。

高齢者自らが、その経験や知識、技能等を活かすことで、地域での役割を果たしているよう、老人クラブ活動やボランティア活動をはじめ自主的な活動への支援を推進します。

また、そうした活動を地域の活性化へつなげられるよう、地域にある施設などの資源を活用しながら、本市の関係課や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、各種施策を展開します。

(1) 高齢者の生きがいつくりへの支援

① 老人クラブ活動の支援

現状と課題

老人福祉法に基づいた老人クラブ活動は、高齢者の地域活動や意見交換の場として、地域のなかで重要な役割を担っています。

本市では、平成 24 年度に「浮城シニアクラブ」の愛称を決定し、老人クラブがより身近な存在となれるよう努めていますが、近年では価値観の変化や多様化などから、クラブ数・会員数とも減少傾向にあります。

■老人クラブの状況

	23 年度	24 年度	25 年度
クラブ数	75	77	74
会員数 (人)	3,769	3,605	3,301

今後の方向性

老人クラブ活動が、高齢者の社会参加や生きがいの場として果たす役割は大きいことから、引き続き新規加入を促進するとともに、クラブに親しみや愛着を持てるよう支援していきます。

また、老人クラブ活動の魅力を積極的に発信していくための広報活動を通じて、老人クラブ全体の活性化を支援していきます。

② 敬老事業の実施と支援

現状と課題

本市では、敬老模範家庭や金婚夫婦などを表彰する「敬老祝賀式典」や、長寿のお祝いとして市内商店共通商品券を贈呈する「敬老祝金支給事業」を実施するとともに、自治会単位等で開催される敬老会に対し補助金を交付するなど、各種敬老事業を実施・支援しています。

急速な高齢化に伴う対象者数の増大により、その財源や会場の確保などが課題となっています。

■各種敬老事業の実施状況

		23年度	24年度	25年度
敬老模範家庭・三夫婦世帯の表彰（件）		16	4	10
金婚夫婦の表彰（組）		154	130	161
敬老会事業補助金の交付（千円）		9,206	9,447	9,704
敬老祝金の支給（人）	77歳（1万円）	702	744	822
	88歳（2万円）	300	291	290
	99歳（3万円）	14	18	24

今後の方向性

地域とのつながりの希薄化を防ぐためにも、閉じこもりがちな高齢者の参加を促す各地区敬老会の開催を引き続き支援していくとともに、敬老祝賀式典における顕彰を通じて、市民への敬老意識の啓発を継続していきます。

なお、高齢化の進展に伴い、財源の確保がより厳しさを増していくことから、事業内容の適時・適切な見直しとともに、選択と集中を進めるなど、持続可能な敬老事業のあり方を検討していきます。

③ 老人福祉センター事業

現状と課題

老人福祉法に基づく老人福祉センターを市北部に2か所設置し、高齢者に対する健康相談や教養娯楽、入浴の場などを低額な利用料で提供し、その交流や健康増進を促進しています。

センターの運営は指定管理者制度により委託し、効率的な運営とサービスの向上に努めていますが、両施設とも開設以来30年以上が経過しているため、老朽化が目立っています。

また、その地理的要因から利用者の分散や減少、固定化が進んでおり、両施設のあり方について検討していく必要があります。

■老人福祉センターの利用状況

	23年度	24年度	25年度
永寿荘（人）	14,698	13,878	14,171
南河原荘（人）	7,193	6,392	6,734
計（人）	21,891	20,270	20,905
1日平均利用者数（人）	89	83	86

今後の方向性

高齢者の健康増進や交流の場として重要ですが、両施設の立地環境や利用状況、費用対効果などを総合的に勘案・検証しながら、必要に応じて見直しを行います。

④ 生涯学習の機会の提供（中央公民館）

現状と課題

各地域公民館において、高齢者を対象とした事業を幅広く展開することで、老後をより有意義に過ごすための一助となるよう、各種事業の充実に努めています。

「団塊の世代」の高齢化に伴い、潜在的な需要は増大していることから、その年齢に応じた事業内容の工夫や、利用の促進を図っていく必要があります。

■高齢者学級等の実施状況

		23年度	24年度	25年度
忍・行田公民館	開催回数(回)	9	9	9
	延参加者(人)	307	297	367
佐間公民館	開催回数(回)	9	10	10
	延参加者(人)	289	341	374
長野公民館	開催回数(回)	8	9	8
	延参加者(人)	556	625	682
桜ヶ丘公民館 (平成24年度開館)	開催回数(回)		8	7
	延参加者(人)		288	199
星河公民館	開催回数(回)	7	7	8
	延参加者(人)	159	135	247
持田公民館	開催回数(回)	7	7	7
	延参加者(人)	302	335	259
荒木公民館	開催回数(回)	6	8	8
	延参加者(人)	226	247	238
須加公民館	開催回数(回)	10	12	8
	延参加者(人)	170	202	137
北河原公民館	開催回数(回)	16	15	15
	延参加者(人)	254	207	137
埼玉公民館	開催回数(回)	5	4	5
	延参加者(人)	84	71	72
星宮公民館	開催回数(回)	8	8	7
	延参加者(人)	282	265	210
太井公民館	開催回数(回)	9	9	9
	延参加者(人)	268	278	253
下忍公民館	開催回数(回)	7	8	6
	延参加者(人)	248	232	189
太田公民館	開催回数(回)	9	10	10
	延参加者(人)	72	73	73
地域文化センター	開催回数(回)	10	0	0
	延参加者(人)	122	0	0
南河原公民館	開催回数(回)	6	5	7
	延参加者(人)	152	133	141
計	開催回数(回)	126	129	124
	延参加者(人)	3,491	3,729	3,578

今後の方向性

参加者の年齢層が広がるよう、学習内容を工夫していくとともに、新規参加者の増加を図るとともに、参加者自らが、その得た知識や技術を地域に還元できるよう支援していきます。

⑤ いきいきサロン事業（社会福祉協議会）

現状と課題

ひとり暮らしなど家の中に閉じこもりがちな高齢者が、自宅から歩いて行ける範囲で気軽に集える場として、市内に約80の「いきいきサロン」が設置されています。

地域住民やボランティアとの協働で、仲間づくりや生きがづくりなどを目的とした活動を実施しており、社会福祉協議会が運営の支援を行っています。

自治会や民生委員など地域全体のつながりによる運営や、閉じこもりがちな高齢者の参加を促進することが課題となっています。

■いきいきサロンの設置状況

		23年度	24年度	25年度
設置数	見込み		95	100
	実績値	86	81	80

今後の方向性

サロン参加者の声に耳を傾け、新たなニーズの発見に努めるとともに、ボランティアの活躍の場や生活関連情報の提供に努めます。

また、既存のサロンがその活動を継続できるよう支援を続けていくとともに、サロンや、それに代わるものがない地域において、新規サロンの設置を支援していきます。

■いきいきサロンの設置目標

	27年度	28年度	29年度
設置数	90	95	100

⑥ 総合福祉会館在宅福祉事業（社会福祉協議会）

現状と課題

総合福祉会館「やすらぎの里」では、社会自立支援事業や高齢者在宅福祉事業を実施しています。

利用者は横ばいの状態が続いているため「社協だより」やホームページ、各種在宅福祉事業等によるPR活動が必要となっています。

■社会自立支援事業の状況

		23年度	24年度	25年度
機能回復訓練事業	(日)	245	247	249
	登録者(人)	71※	89※	84※
	延参加者(人)	10,221※	11,955※	13,638※
プール事業	(日)	302	320	321
	延参加者(人)	7,314※	8,544※	8,175※

※は障がい者を含みます。

■高齢者在宅福祉事業の状況

		23年度	24年度	25年度
初級水泳教室	(回)	6	8回×2コース	8
	延参加者(人)	55	138	57
高齢者水中ウォーキング	(回)	3	3	3
	延参加者(人)	33	26	43
高齢者水中若返り	(回)	3	3	3
	延参加者(人)	34	34	34
高齢者そば教室	(回)	3回×3コース	3回×3コース	3回×3コース
	延参加者(人)	81	62	54
高齢者カラオケ教室	(回)	4回×2コース	4回×2コース	4回×2コース
	延参加者(人)	297	228	283
高齢者陶芸教室	(回)	10回×2コース	10回×2コース	9回×2コース
	延参加者(人)	131	135	114
太極拳	(回)	5	8	5
	延参加者(人)	92	132	86
ことばの教室	(回)	—	6	6
	延参加者(人)	—	49	46
中級水泳教室	(回)	4	4回×2コース	4
	延参加者(人)	38	70	40
背泳ぎ教室	(回)	—	—	4
	延参加者(人)	—	—	37
スポーツ吹矢教室	(回)	3	—	—
	延参加者(人)	20	—	—
合計	(回)	61	81	68
	延参加者(人)	781	874	794

今後の方向性

市民に対する社会自立支援事業の案内や、実施方法の改善をはじめ、高齢者在宅福祉事業への参加促進のための各種教室の充実に努めます。

■社会自立支援事業の目標値

	27年度	28年度	29年度
機能回復訓練事業 延参加者（人）	14,000	14,700	15,400
プール事業 延参加者（人）	8,600	9,000	9,400

■高齢者在宅福祉事業の目標値

	27年度	28年度	29年度
高齢者水泳教室 延参加者（人）	60	60	60
高齢者水中ウォーキング 延参加者（人）	45	45	45
高齢者水中若返り 延参加者（人）	35	35	35
高齢者そば教室 延参加者（人）	60	60	60
高齢者カラオケ教室 延参加者（人）	290	290	290
高齢者料理教室 延参加者（人）	40	40	40
高齢者ハルディックウォーキング教室 延参加者（人）	70	70	70

⑦ いきいき・元気サポート制度の実施及び充実

現状と課題

高齢者などの日常生活で生じる困り事に対し、有償ボランティアとして登録した市民（いきいき・元気サポーター）が、その出来る範囲で支援を行う「いきいき・元気サポート制度」を実施しています。

新規サポーターのさらなる掘り起こしや、その育成、登録サポーターの活動機会の確保・拡大などが課題となっています。

■いきいき・元気サポーターの登録・利用状況

	実 績	
平成 23 年度	登録者 216 名	利用者 1,483 名（年間延人数）
平成 24 年度	登録者 226 名	利用者 2,316 名（年間延人数）
平成 25 年度	登録者 225 名	利用者 2,678 名（年間延人数）

今後の方向性

市報やホームページなどの広報媒体や、各種イベント、会合、ボランティア団体等への呼びかけを通じて、登録者のさらなる増加を図るとともに、サポーターが活動しやすい環境づくりに取り組むなど、新たなサポーター活動の展開を積極的に図っていきます。

(2) 保健事業の推進

高齢者は、加齢に伴い身体機能が低下し、疾病にかかりやすくなります。生活の質をできるだけ維持し、健康で自立した生活を保つためには、健康寿命（健康で活動的に暮らせる期間）を延ばすことが重要です。

そのためには、壮年期から「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、健（検）診や健康教育などの保健事業を積極的に活用したり、食事・運動・休養に関する工夫・改善に取り組むことが大切になります。

市民一人ひとりが病気や障害の有無に関わらず、生涯を通じ健康づくりに取り組んでいけるよう「元気アップ！健康と食育推進プラン」に基づき、各種保健事業を実施していきます。

① 健康手帳の交付（保健センター）

現 状

健康手帳の交付は、各健（検）診で行い、健（検）診記録等を記載することで、健康管理に活用されています。

今後の方向性

自らの健康管理の記録として有意義であるため、継続して実施します。

■健康手帳の交付の実績と見込み

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
交付人数（人）	930	912		1,000	1,000	1,000

※26年度実績は見込み値（以下同様）

② 健康教育（保健センター）

現状と課題

健康教育は、教室として開催するほか、がん検診時など様々な機会を捉えて実施しています。

参加者数にバラツキが見られることから、教育内容の検討や周知方法の工夫をする必要があります。

今後の方向性

市民ニーズに合った教室の開催と周知を工夫し、健康教育の充実を図り、正しい健康情報の提供に取り組みます。

■健康教育の実績と見込み

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数（回）	40	40		100	100	100

③ 健康相談（保健センター）

現状と課題

保健センターを会場とした健康相談を随時実施しています。また、市民が気軽に相談できるように、平成22年度から平成24年度は中央公民館、平成25年度からは市役所ロビーにおいて定期的に実施しました。相談内容により、保健師または栄養士が対応しています。

健康相談の参加者数が減少の一途をたどっています。市民への周知方法や健康相談の実施方法を工夫し、相談数を増やしていく必要があります。

今後の方向性

市民が気軽に相談できるような機会をつくり、一人でも多くの方の健康に関する疑問に応えます。

■健康相談の実績と見込み

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数（回）	12	12		12	12	12

④ 歯周疾患検診（保健センター）

現状と課題

加齢とともに歯を喪失する原因の多くは歯周疾患です。80歳になっても自分の歯を20本残すことができるよう、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方を対象に歯周疾患検診を実施しています。検診では、歯や歯周組織の状況、口腔清掃状態の確認をしています。平成25年度は、40歳・50歳・60歳の方に個人通知を送付しました。

個人通知により受診者が増加しましたが、市民の関心はさほど高くはなく、歯周疾患への関心や理解を高めることが求められています。

今後の方向性

歯科検診の受診のきっかけづくりと歯周疾患の状況確認のため、節目年齢者に対する周知を行い、受診促進に努めます。

■歯周疾患検診の実績と見込み

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受診者数（人）	42	116		200	250	300
対象者数（人）	8,737	8,887				
受診率（％）	0.48	1.31				

⑤ 肝炎ウイルス検診（保健センター）

現状と課題

肝炎検査は、平成14年から実施しています。未受診の方に制度を周知し、受診を促すことが必要です。

今後の方向性

肝炎ウイルスの正しい情報を案内し、受診を促すように努めます。

■肝炎ウイルス検診の実績と見込み

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受診者数（人）	19	32		30	30	30

⑥ がん検診（保健センター）

現状と課題

がん検診は、がんの早期発見・早期治療のために、保健センターを会場とする集団検診と医療機関へ受診する個別検診の2つの方法で実施しています。検診の結果、精密検査となった方に対しては、家庭訪問等で医療機関への受診勧奨や保健指導を行います。また、精密検査の未受診者へもアプローチを行っています。

今後の方向性

各種がん検診の受診率向上のため、日数や方法を工夫して受診者数の増加に努めます。

■種類別がん検診受診者数の実績と見込み

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
胃がん検診	1,171	1,351		1,600	1,700	1,800
乳がん検診	1,331	1,944		2,000	2,100	2,200
子宮がん検診	1,529	2,065		2,100	2,200	2,300
肺がん検診	1,540	1,743		1,800	1,900	2,000
大腸がん検診	4,281	4,681		5,000	5,500	6,000
前立腺がん検診	1,349	1,392		1,500	1,800	2,000

⑦ 高齢者肺炎球菌予防接種（保健センター）

現状と課題

高齢者は、肺炎になると重症化しやすく、死に至ることもあるため、その原因として多くみられる肺炎球菌のワクチンを接種することにより、肺炎を予防することが重要です。

高齢者の肺炎球菌予防接種は、平成26年10月1日から定期接種となりました。

今後の方向性

定期接種は、5年間の経過措置を設け、平成30年度までは65歳以上の5歳刻みの年齢層を対象とします。

接種費用の助成事業は、70歳以上の方を対象に1人1回2,500円の助成を行います。

■助成件数の実績と見込み

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
助成件数（人）	316	597				

⑧ 高齢者インフルエンザ予防接種（保健センター）

現状と課題

季節性インフルエンザの蔓延を防ぐとともに、インフルエンザの重症化を防ぐことを目的に実施しています。対象は65歳以上の方で、1,000円の自己負担で接種を受けることができます。

平成13年度から実施し、毎年約10,000の方が接種していましたが、平成25年度の接種数は11,000人を超えました。

「団塊の世代」が65歳以上になったことで、接種者数が増えています。

今後の方向性

現状制度を維持し、継続していきます。

■助成件数の実績と見込み

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
助成件数（人）	10,528	11,130		12,000	12,000	12,000

⑨ 特定健康診査及び後期高齢者健康診査（保険年金課）

現状と課題

国民健康保険の特定健康診査及び後期高齢者医療制度の後期高齢者健康診査は、生活習慣病を早期に発見し、適正な医療に導き、重症化を予防することを目的とした健診です。受診率は、ここ数年ほぼ横ばいの状況です。

受診率の向上とともに、受診結果を活用して効果的な保険事業の実施に取り組む必要があります。

■国民健康保険

		23年度	24年度	25年度
特定健康診査	対象者数	16,698	16,732	16,955
	受診者数	4,039	4,096	4,174
	受診率	24.2%	24.5%	24.6%

※平成25年度は、平成26年9月26日現在の状況です。

■後期高齢者医療制度

		23年度	24年度	25年度
後期高齢者健康診査	対象者数	9,260	9,349	9,588
	受診者数	2,200	2,209	2,308
	受診率	23.8%	23.6%	24.1%

今後の方向性

国民健康保険の特定健康診査については、未受診者に対してハガキ、電話、訪問等による積極的な受診勧奨を行い、特定健康診査の趣旨や重要性をご理解いただくことにより、受診率の向上を図ります。

また、特定健康診査を受診された方の中で、生活習慣の改善の必要度が高いと判定された方に対して、保健師などの専門家による特定保健指導を実施します。

その他、国保データベースシステムを活用することにより、健康診査結果から地域の重点課題（健康課題）を抽出し、その解決に取り組めます。

最終的な目的は、国民健康保険の特定健康診査及び後期高齢者医療制度の後期高齢者健康診査の受診率向上により、被保険者の健康増進及び医療費の適正化を図ることです。

2 社会で活躍できる場の充実

急速な高齢化が進展するなか「団塊の世代」が65歳を迎え、高齢期における就業、社会参加ニーズがより一層高まるものと見込まれることから、就業、ボランティア、地域支え合い等の多様な社会参加の機会の確保を図ります。

① シルバー人材センター事業（シルバー人材センター）

現状と課題

健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の方が、仕事を通して地域社会のために、自分の知識・経験・能力を生かし、植木の手入れ、簡易な大工仕事、事務作業などの仕事を企業・個人や公共機関などから請け負っています。

数年来、積極的な就業機会創出への対応とともに、新規事業分野の開拓などに取り組んできたところ、実績面での若干の改善傾向が見られ、平成25年度は契約金額、年間稼働延べ日数、稼働会員数とともに、前年度を上回る実績を残すことができました。これにより、会員の加入、定着状況の改善傾向が見られました。

景気の穏やかな回復が見込まれるなか、企業の定年引き上げによる雇用の延長等により、シルバー人材センター登録会員や就業機会の継続的な確保が今後一層困難となることが予想されています。

今後の方向性

団塊世代が大量退職しているなか、高齢者の雇用の場や社会参加の促進を図る上で重要な事業と位置づけています。就業機会の創出・開拓に向けた取組みを積極的に行うとともに、魅力ある独自事業の開発・展開を通じて地域の信頼を確保し、会員の加入促進、定着を図ります。

■会員数の登録状況と目標

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
登録会員数（人）	338	346		400	440	480

② 市民と行政の協働による福祉のまちづくりの推進（福祉課・高齢者福祉課）

現状と課題

地域の様々な生活課題に対し、市民一人ひとりの状況に応じた支援が提供できるよう、「地域安心ふれあい事業（社会福祉協議会委託）」を実施しています。自治会や民生委員等の地域支援者を中心としてささえあいマップを作成し、地域で安心して生活できるよう、見守り活動などきめ細やかな実態の把握や支援に努めています。

また、高齢者の孤独死防止のために「地域支援ネットワーク会議」を開催し、民生委員、地域包括支援センター相談協力員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会、市高齢者福祉課により、地区毎に要支援高齢者を把握するほか、民間企業ともネットワークを構築し、有機的に連携する仕組みづくりに取り組んでいます。

「ささえあいマップ」は社会福祉協議会が軸となり作成・更新をしていますが、自治会により取組み状況に差があることから、地域に即した方法の提案や継続して支え合いの意識の醸成に努めていく必要があります。また、「地域安心ネットワーク会議」では、地域の情報を共有して有機的につなげるよう、重層的な支え合いの仕組みづくりを検討する必要があります。

■市民と行政の協働による福祉のまちづくりの推進実績

	概 要	実績他
平成 23 年度	「ささえあいマップ」の作成・更新	29 自治会で実施
平成 24 年度	(1) 「ささえあいマップ」の作成・更新 (2) 地域懇談会 (3) 「地域安心ネットワーク会議」の開催 (4) 「地域支援ネットワーク会議」の開催	(1) 28 自治会で実施 (2) 15 会場で 15 回実施 (3) 2 回、延 36 団体参加 (4) 2 回実施
平成 25 年度	(1) 「ささえあいマップ」の作成・更新 (2) 「地域安心ネットワークに関する協定」の締結 (3) 「地域支援ネットワーク会議」の開催	(1) 36 自治会で実施 (2) 11 事業者と締結 (3) 延べ 48 回開催

今後の方向性

地域における福祉活動を推進するために、その中心的な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援します。

社会福祉協議会と連携して「地域安心ふれあい事業」を実施し、自治会や民生委員、ボランティアなど地域福祉の担い手となる市民を中心に、地域の実態把握と支え合い意識の醸成に取り組み、支え合いの仕組みづくりを推進します。また、地域で支援を必要としている人に対して、一人ひとりの状況に応じ、フォーマルサービスとインフォーマルサービスが連携した重層的な支援を提供のため、自治会や民生委員、ボランティアなどとの連携に努めます。

重点的な事業計画は以下の3点です。

- a) 「ささえあいマップ」の更新。
- b) 「地域安心ネットワーク」に関する協定締結事業所の拡大。
- c) 協定締結事業所との連絡会議の開催。

③ いきいき・元気サポート制度の支援

第2章 第1節 1-(1)-⑦ いきいき・元気サポート制度の実施及び充実
(P37) で詳述しています。

④ ボランティア団体の支援（社会福祉協議会）

現状と課題

各団体間の連携や交流を目的として活動しています。毎月第1金曜日に定例会を開催してボランティア活動の情報交換や合同事業の企画について話し合うほか、ボランティア団体連絡協議会（8団体）間の連携や交流、ボランティアの育成支援に努めています。また、施設や団体と連携して需給調整を図り、ボランティアの派遣を行っています。

ボランティア活動の活性化のため、新たなボランティア団体の発掘やあらゆる世代が気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりが必要です。

■ ボランティア団体の状況

	23年度	24年度	25年度
加盟団体（団体）	20	23	25
加盟団体構成委員（人）	298	284	299

今後の方向性

各種ボランティア講座や教室を通じて、個人ボランティア、団体の支援、育成を引き続き行い、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる体制づくりに努めます。

また、ボランティア団体連絡協議会の活動について積極的に情報発信し、加盟団体の増加に努め、各団体のネットワークを通して活動の活性化を図ります。

第2節 生活支援体制の充実

1 高齢者福祉サービスの充実

介護保険サービスの対象とならない高齢者であっても、心身の状況や生活環境の状況により、何らかの支援が必要な場合があります。介護予防事業や福祉施策を充実して要介護状態となることを未然に防ぎ、いつまでも元気で日常生活が送れるようきめ細かな支援を行います。

① ひとり暮らし高齢者等の把握

現状と課題

よりよい高齢者福祉制度を構築するための基礎資料として、毎年6月に民生委員の協力を得て実数把握を行っています。この調査は、現にそこで生活している高齢者等を対象としており、より正確な現状把握ができるものと期待されます。

調査の結果をいかに高齢者福祉施策に活用していくか、高齢者の心身及び生活環境が抱える課題を勘案しながら、適切な施策を実施していくことが求められています。

■ひとり暮らし高齢者等の把握状況

	23年度	24年度	25年度	26年度
ひとり暮らし（人）	1,836	2,056	2,192	
高齢者のみの世帯（世帯）	2,187	2,486	2,600	

今後の方向性

支援を要する高齢者の見守り活動や、緊急時の親族の連絡先、あるいは熱中症予防対策などと併せて、情報を有効に活用できるよう努めます。

② 乳酸飲料サービス事業

現状と課題

65 歳以上のひとり暮らし高齢者に乳酸飲料を配達することで、安否確認と健康保持を図っています。

平成 25 年度より手渡しによる配布に変更し、安否確認をより確かなものとししました。今後は、変更による効果の確認が必要となります。

■乳酸飲料サービス事業の状況

	23 年度	24 年度	25 年度
利用者数（人）	728	526	476
配達本数（本）	270,425	128,805	74,589

※平成 25 年度に対象者の見直しを行いました。

今後の方向性

ひとり暮らし高齢者の安否確認を広く行える事業です。高齢者の増加に比例して利用者が増加することが見込まれますが、高齢者の生活環境やライフスタイルの変化に伴って、対象者枠と本当にサービスを必要とする高齢者とがマッチしない状況が懸念されます。このため、事業対象者の適正な要件を見極め、真に安否確認が必要な方を対象とした事業となるよう、サービスの見直しを継続します。

③ 安心・安全情報キット配布事業

現状と課題

市民の安心・安全の確保のため、高齢者の氏名や緊急連絡先、かかりつけ医、既往歴、服用している薬などを記入する情報シートとともに、それを入れるためのペットボトルを加工したキットを配布しています。これにより、救急車が駆けつけた際、情報シートをもとに迅速な救急活動を行うことが可能となります。

より多くの高齢者が活用できるよう積極的に広報活動を行いましたが、今後は関係機関との緊密な連携によるネットワークを形成する必要があります。

■安心・安全情報キット配布事業

	実 績
平成 23 年度	65 歳以上のねたきり、認知症及びひとり暮らし高齢者のほか、高齢者のみの世帯、日中独居世帯に配布（2,000 件配布）
平成 24 年度	平成 23 年度と同様、新規の方に配布（1,000 件配布）
平成 25 年度	平成 23 年度と同様、新規の方に配布（400 件）

今後の方向性

緊急時の迅速な対応に役立つため、高齢者のみで構成される世帯、日中ひとりで過ごしている高齢者へ対象を拡大するとともに、外出時にも携帯できる情報カードの配布を進めます。

また、災害時避難行動要支援者との確認作業も行い、災害時にも対応できるようにしていきます。

④ ねたきり老人等の寝具の乾燥及び丸洗い事業

現状と課題

65 歳以上のねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に、保健衛生の向上を図るため、ふとんの乾燥及び丸洗いを実施しています。

利用者はひとり暮らしの方が大半を占めています。ねたきりの方は、家族の介護を受けたり施設に入所されているなど、利用者の増加は見られません。

■ねたきり老人等の寝具の乾燥及び丸洗い事業の状況

		23 年度	24 年度	25 年度
利用者数（人）		19	15	15
延実施回数（回）	布団乾燥	49	49	45
	ふとんの丸洗い	7	4	9

今後の方向性

適正な受益者負担を導入し、利用者の増加と衛生管理の向上を図るため、引き続き本事業を推進します。

⑤ 公衆浴場入浴料助成事業

現状と課題

65歳以上の方を対象に公衆浴場の入浴券を交付し、入浴料金の一部を助成することで、高齢者の健康及び衛生の保持を図っています。自宅に入浴施設のない方へは1月当たり4枚、入浴施設のある方へは1月当たり1枚の入浴券を交付しています。

利用できる施設が1か所であるため、利用者の多くが施設近隣の方となり、公平性の観点から見直しが必要となっています。

■公衆浴場入浴料助成事業の状況

	23年度	24年度	25年度
自宅に入浴設備のない方の利用者数（人）	40	41	35
自宅に入浴設備のある方の利用者数（人）	16	22	32

今後の方向性

高齢者の健康及び衛生を保持し、福祉の増進を図るため、他の入浴施設の利用も検討しつつ、引き続き必要な方への利用を促進します。

⑥ 日常生活用具等給付・貸与事業

現状と課題

おおむね 65 歳以上のねたきりの方やひとり暮らしの方を対象に、日常の不安感の解消や緊急時の連絡等のため、日常生活用具の給付又は貸与を行っています。

対象となる方や民生委員への事業の説明を行いながら、拡充に取り組む必要があります。

■日常生活用具等給付・貸付の状況（新規設置状況）

	23 年度	24 年度	25 年度
電磁調理器（台）	0	0	1
緊急通報装置（台）	41	37	53
火災警報装置（台）	194	—	—
自動消火器（台）	0	0	0
福祉電話（台）	2	0	2

今後の方向性

民生委員を通して対象者への事業の周知を行い、必要な方への給付を推進するとともに、給付品目の見直しを図ります。

⑦ ねたきり老人等短期入所事業

現状と課題

ねたきり若しくは認知症等の疾患のある高齢者等を抱える家族が一時的に介護できない状況になった場合、施設に一時的に入所させ、ねたきり高齢者等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的としています。介護保険のショートステイが普及してきたことから、近年では目的に沿った対象者の利用はなく、ひとり暮らし高齢者等が緊急的に自宅で生活できない場合や、虐待等の一時的な保護として利用しています。

家族介護者の負担軽減を事業目的としていますが、高齢者虐待等の一時保護として行う事業としての位置づけが必要です。

今後の方向性

事業利用者の適正な対象要件を見極め、多様化する虐待等の一時保護としての位置づけを検討し、事業内容を含めたサービスの見直しを図ります。

⑧ ホームヘルパー派遣事業

現状と課題

日常生活に支障がある在宅の高齢者で介護認定を受けていない方に対し、ホームヘルパーを派遣して家事援助等を行っています。利用料は介護保険によるサービス利用料に準じています。

常時派遣が必要な方は介護保険制度を利用しているため利用者が少ない状況となっていますが、介護保険法の改正に伴い利用者の増加が見込まれます。

■生活援助サービス事業の状況

	23年度	24年度	25年度
派遣世帯数（世帯）	7	6	6
延派遣回数（回）	303	303	267

今後の方向性

介護保険制度や他のサービス（いきいき・元気サポート制度、家事援助サービス）もあることから、利用状況や費用対効果等を検証し、必要に応じてサービスを見直します。

⑨ 在宅ねたきり高齢者等への介護用品の給付・貸与事業（社会福祉協議会）

現 状

在宅高齢者等への車いすなどの貸し出し事業については、要介護認定において要支援1、2又は要介護1の認定を受けている高齢者に貸し出しを行っています。

今後の方向性

今後も、在宅高齢者等へ必要な介護用品の給付、貸与を行っていきます。

■在宅ねたきり高齢者等への介護用品の給付・貸与事業の実績と見込み

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
車いすの貸出（件）	52	50		55	55	55
杖の交付（件）	64	45		50	50	50

⑩ 福祉車両貸出事業（社会福祉協議会）

現状と課題

一般交通機関を利用することが困難な方へ、車椅子のまま乗車できる福祉車両を随時貸し出しています。

利用者のニーズに対応するため、運転ボランティアの充実を図る必要があります。

今後の方向性

自らの意思で自由に行動し、いきいきとした豊かな生活を送るための事業として利用を促進します。

■福祉車両貸出事業の実績と見込み

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延貸出件数(件)	166	227		230	235	240

⑪ ホームヘルパー助成

現状と課題

介護保険の訪問介護サービスを利用している低所得者に対して、一定の条件を満たす場合に当該サービスの利用者負担額の2分の1助成することで、経済的負担の軽減を図ります。

今後の方向性

申請があった場合には速やかに調査及び審査を行い、適切に対処します。

2 高齢者福祉施設の充実

高齢者福祉施設の充実と適正なサービス提供の確保に努め、サービス提供基盤の強化を図ります。

また、サポートがあれば在宅で生活を継続できる高齢世帯のために、介護・医療と連携して生活を支援する環境を整え、安心して生活できる住まいの確保を図ります。

■老人福祉施設の概要

老人福祉施設とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定された「老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター」のことをいいます。

○養護老人ホーム

環境上の理由や経済的理由等により、家庭での生活が困難な65歳以上の高齢者を入所させ、養護することを目的とする施設です。入所している方は、介護保険サービスを利用することができます。

○特別養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、常時介護を必要とし、かつ、在宅生活が困難な高齢者に対して、日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

介護保険法上は介護老人福祉施設と呼ばれ、老人福祉法で指定された特別養護老人ホームのみが、介護老人福祉施設の指定を受けることができます。二重の指定によって、介護保険法に基づく契約によって入居する施設である一方、老人福祉法に基づく行政による措置入所ができる施設でもあります。

○軽費老人ホーム、ケアハウス

家庭環境、住宅事情等の理由で、居宅で生活することが困難な高齢者が、低額な料金で入所し、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を受けることができる、社会福祉法及び老人福祉法に規定された老人福祉施設です。

ケアハウスは軽費老人ホームの一種で、60歳以上で身体機能の低下または高齢等のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な方が利用できる施設です。

介護保険法の特設施設入居者生活介護事業者の指定を受けることができます。

(1) 施設整備の現状

市内介護施設等の施設数と定員数は下表のとおりです。第5期計画では、介護保険施設の増設及び新規の整備計画はありませんでしたが、民間事業として有料老人ホーム1施設（定員8名）、サービス付き高齢者向け住宅4施設（165戸）が新設されました。

■市内高齢者福祉施設の施設数と定員数

(平成26年10月現在)

	施設数	定員数
介護老人福祉施設	4	370
軽費老人ホーム	1	80
ケアハウス	2(1)	140(90)
有料老人ホーム	2(1)	40(32)
サービス付き高齢者向け住宅	4	165(総戸数)

※カッコ内の数字は特定入所者生活介護の指定を受けたもの。

(2) 施設整備の方針

a 老人福祉施設

① 養護老人ホーム

市内には養護老人ホームはありません。また、現在のところ、新たな施設整備の計画もありません。

② 特別養護老人ホーム

要介護認定者数の増加や入所希望待機者の状況を勘案し、平成28年度に1施設（100床）、平成29年度に1施設（100床）の整備を予定しています。

■特別養護老人ホームの実績と計画

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延人数(人/年)	4,698	4,739	4,811	4,812	5,652	6,492

※26年度は見込み値。

③ 軽費老人ホーム・ケアハウス

市内には、軽費老人ホームとして行田グリーンホーム（定員数 80 名）、ケアハウスとして緑風苑（定員数 90 名）と、まきば園（定員数 50 名）があります。

現在のところ、新たな施設整備の計画はありません。

■軽費老人ホームの入所状況

		23 年度	24 年度	25 年度
行田グリーンホーム(定員 80)	市内 (人)	23	26	35
	市外 (人)	56	54	44

■ケアハウスの入所状況

		23 年度	24 年度	25 年度
緑風苑 (定員 90)	市内 (人)	46	46	48
	市外 (人)	27	28	25
まきば園 (定員 50)	市内 (人)	25	29	29
	市外 (人)	22	18	20

b その他の施設

① 有料老人ホーム

有料老人ホームは、65歳以上の高齢者を入居させ、入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理等のサービスを行う施設で、老人福祉施設ではないものをいいます。

市内では平成25年に1か所新設され、現在2施設あります。

特定施設入所者生活介護に該当する介護付有料老人ホーム（地域密着型を除く）及び外部の介護サービスを利用する住宅型・健康型有料老人ホームの整備については、県に届出を行うこととなります。

第6期期間においては、参入を希望する事業者の状況把握に努めるなど、サービス提供体制の整備に取り組みます。

■有料老人ホームの入所状況

		23年度	24年度	25年度
さつきホーム（定員32）	市内（人）	18	20	17
	市外（人）	13	12	10
あすか行田（定員8）	市内（人）	0	0	5
	市外（人）	0	0	3

② サービス付き高齢者向け住宅

高齢者住まい法に基づく高齢者向け賃貸住宅です。高齢者の居住の安定を確保することを目的に、バリアフリー構造等を有し、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供します。有料老人ホームの基準を満たす場合、特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けることができます。

平成26年12月末現在、市内には4施設165戸が民間事業者により供給されています。

サービス付き高齢者向け住宅の整備については、県に届出を行うこととなります。第6期期間においては、参入を希望する事業者の状況把握に努めるなど、サービス提供体制の整備に取り組みます。

3 高齢者への虐待防止対策の強化

認知症などにより日常生活の判断に不安を感じる高齢者等が増加しています。住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、福祉サービスの利用や金銭管理等の支援が重要になっています。

高齢者の尊厳を確保し、高齢者が安心して生活できるよう、虐待防止事業や権利擁護体制の充実に努めます。

(1) 高齢者の権利擁護体制の整備

① 高齢者虐待防止事業

現状と課題

高齢者虐待の防止には、早期発見・保護が重要であることから、民生委員や地域包括支援センター、地域での見守り活動を行っている協力者により、日常的に高齢者の見守りを行うほか、24時間体制の虐待ホットラインを開設しています。

虐待の早期発見のため、市民、介護保険事業者、民生委員、地域包括支援センター、警察、医療機関等の連携による体制づくりと、虐待ホットラインの周知を図る必要があります。

今後の方向性

虐待事例を発見した場合は、市民や事業者が速やかに相談できるよう、民生委員、地域包括支援センターが中心となり、関係機関と連携したシステムの構築を推進します。

また、虐待ホットラインの市民への周知を図り、虐待の早期発見及び迅速な安全確保を行って虐待防止に努めます。

② 成年後見制度の普及促進

現状と課題

高齢者の尊厳を確保し、日常生活や介護サービスの利用に係る自己決定が最大限尊重されるよう、成年後見制度の普及、利用促進を図っています。

認知症などにより日常生活の判断に不安を感じる高齢者等が増加するなか、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、また、福祉サービスの利用や金銭管理等の支援が行えるよう、専門職の重層的な関わりや相談機能の充実を図る必要があります。

■相談件数

	実 績
平成 23 年度	相談者数 9 人
平成 24 年度	相談者数 11 人
平成 25 年度	相談者数 22 人

今後の方向性

高齢者の尊厳を確保し、住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、地域包括支援センターとの連携や相談窓口でのリーフレット配布など、権利擁護支援体制の充実に努めます。

③ 認知症に関する啓発

現状と課題

認知症やその疑いがあり徘徊（はいかい）などで行方不明になる人は、全国で年間1万人を超えており、早期発見・保護を目指す仕組みづくりが急務となっています。市では、警察からの要請により、行政防災無線や浮き城のまち安全・安心情報メール配信サービスを活用して、市民に広く協力を呼びかけているところですが、より早期の発見・保護を目指す仕組みとして、声かけに注目した制度の導入と導入後の訓練の開催等を検討していきます。

また、認知症高齢者の支援のひとつとして、「認知症サポーター養成講座」を実施しています。認知症サポーター養成講座の受講者数は増加傾向にありますが、今後ますます増えることが予想される認知症高齢者を地域全体で見守っていくためには、更に養成を進める必要があります。

■ 認知症サポーター養成講座

	実施回数	参加者数
平成 23 年度	6 回	299 名
平成 24 年度	4 回	143 名
平成 25 年度	15 回	428 名

今後の方向性

認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るため、市民、市職員、民生委員、地域包括支援センター相談協力員、小中学生等に対して、認知症サポーター養成講座等の研修会の開催やパンフレットの配布を行います。

④ あんしんサポートねっと（社会福祉協議会）

現状と課題

社会福祉協議会の事業として、認知症などにより自己決定能力が低下している方の権利を擁護し、自立した生活を送るための支援を行うため、「あんしんサポートねっと」事業を行っています。

利用者のニーズに対応するためには、生活支援員の養成及び増員が必要となっています。

■あんしんサポートねっとの内容

区 分	内 容
福祉サービス利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスについての情報提供・相談 ・福祉サービスについての苦情解決制度の利用援助 ・福祉サービスの利用申込み・契約の代行・代理
日常生活上の手続き援助	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な届け出や申込みの援助
日常的金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用料を支払う手続き ・税金や社会保険料、公共料金の支払 ・年金・福祉手当の受領・生活費の運搬
書類等あずかりサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・証書類、預貯金の通帳 ・不動産の権利証または契約書類 ・実印や銀行印

■あんしんサポートねっとの実績

	相談件数※	利用者数	活動回数	生活支援員
平成 23 年度	70 件	13 名	149 回	3 名
平成 24 年度	22 件	13 名	144 回	3 名
平成 25 年度	687 件	13 名	154 回	3 名

※相談件数は、平成 23、24 年度が実人数、平成 25 年度は延人数を掲載しています。

今後の方向性

認知症などにより自己決定能力が低下している方の権利を擁護し、自立した生活の支援を行うため、引き続き本事業の周知を図るとともに生活支援員の増員を目指します。

■あんしんサポートねっこの目標値

	相談件数	利用者件数	活動回数	生活支援員
平成27年度	500件	15名	170回	4名
平成28年度	500件	15名	170回	4名
平成29年度	500件	15名	170回	4名

⑤ 養護老人ホーム等への適切な入所措置

現状と課題

65歳以上の高齢者で、虐待等の理由により契約によって必要な介護サービスの提供を受けることが著しく困難な場合や、サービス利用契約を結ぶ能力のない認知症の方の権利擁護を図る必要がある場合、状況を適切に見極めて措置を適用します。

今後の方向性

事例が発生した際には、当該高齢者の心身の状況、置かれている環境の状況等を総合的に勘案して適切に対処します。

第3章 介護保険事業計画

介護保険事業計画

平成 26 年 6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療・介護総合推進法）が交付されたことに伴い、介護保険法の改正が行われました。

改正介護保険法は「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」を主要論点としており、平成 27 年 4 月から順次施行されることになっています。

地域包括ケアシステムの構築に向けた施策として、地域支援事業の充実が図られており、そのなかで、全国一律の予防給付（訪問介護及び通所介護）を地域支援事業に移行し、市町村が地域の実情に応じて、住民を含めた多様な主体による柔軟な取組みにより、効果的かつ効率的にサービスが提供できるようになりました。

また、費用負担の公平化については、低所得者の保険料の軽減割合の拡大や、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げ等を行うことになっています。

これらの改正は、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、生活支援の体制整備に向けた取組みを推進するためのもので、地域の実情に応じて、画一的でない多様な方法によるサービスの提供が可能となるものです。

本市では、こうした改正の趣旨を踏まえ、介護保険事業の充実に取り組んでいきます。

■介護保険法の主な改正点

地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実。
- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

重点化・効率化

- ①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し多様化。
- ②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則要介護3以上に限定。
〔 既入所者は除く。
要介護1・2でも一定の場合は入所可能。 〕

費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減拡充。保険料上昇を押さえるため、所得や資産のある人の負担を見直す。

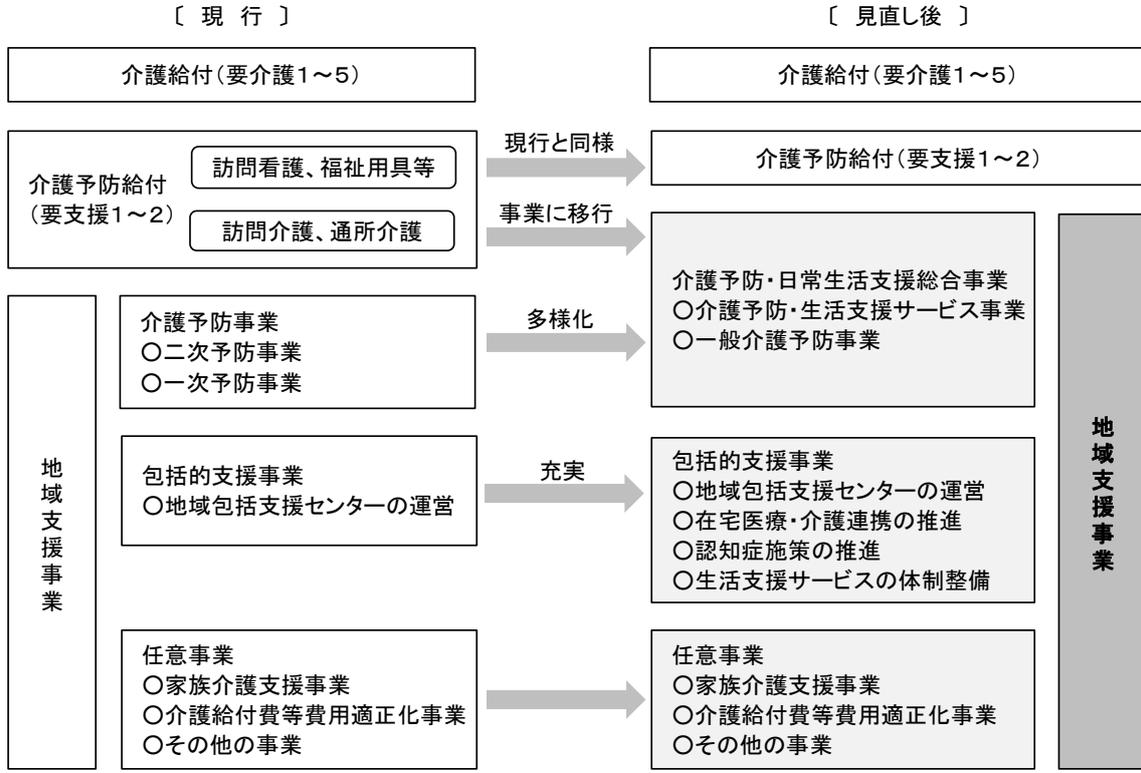
低所得者の保険料軽減の拡充

- 低所得者の保険料の軽減割合を拡大。
給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大。

重点化・効率化

- ①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ。
- ②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加。
・預金による制限、資産による制限等。

■介護保険制度の見直し（新しい地域支援事業の概要）



第1節 介護保険事業の充実

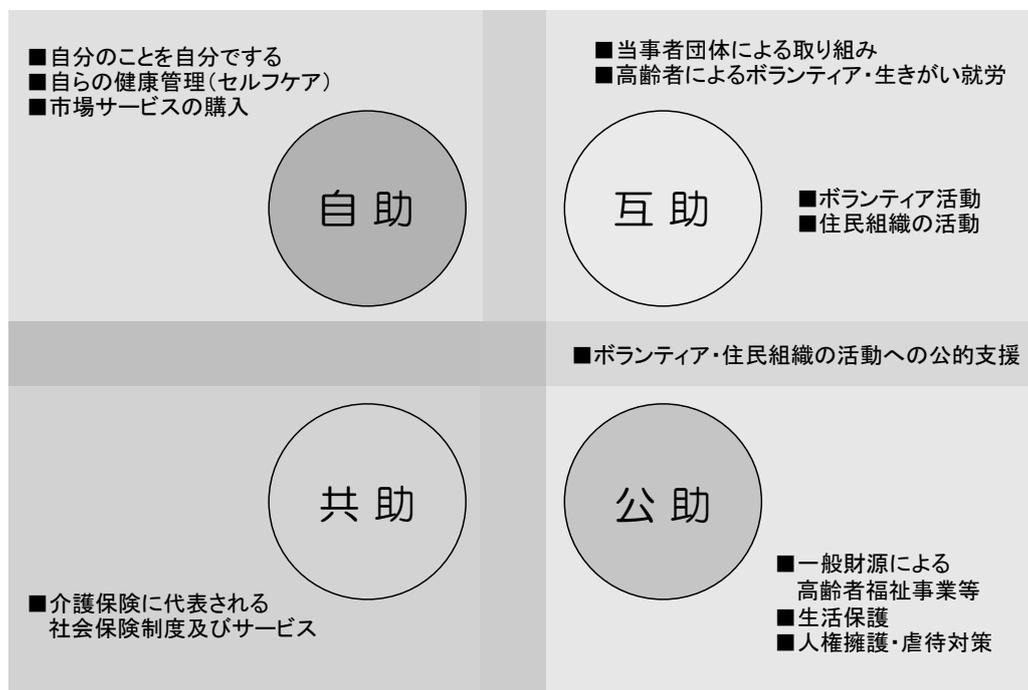
1 介護保険制度の適正な運営

高齢化が進展するなか、要支援・要介護認定者数は増加を続けており「団塊の世代」の方々が後期高齢者となる平成37年に向けて、事業のさらなる拡充と安定的な運営を図っていかねばなりません。

そのためには、地域における「自助・互助・共助・公助」の連携とバランスを図り、コーディネートしていく『地域包括ケアシステム』が最も重要となります。

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らしていけるよう、質の高い体系的なサービスを提供するとともに、保健・福祉・医療等が連携し、高齢者の尊厳を保持しながら、その有する能力に応じた自立を支援できる介護保険制度の運営を目指します。

■「自助・互助・共助・公助」から見た地域包括ケアシステム



(1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が、たとえ認知症や重度の介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」を構築していく必要があります。

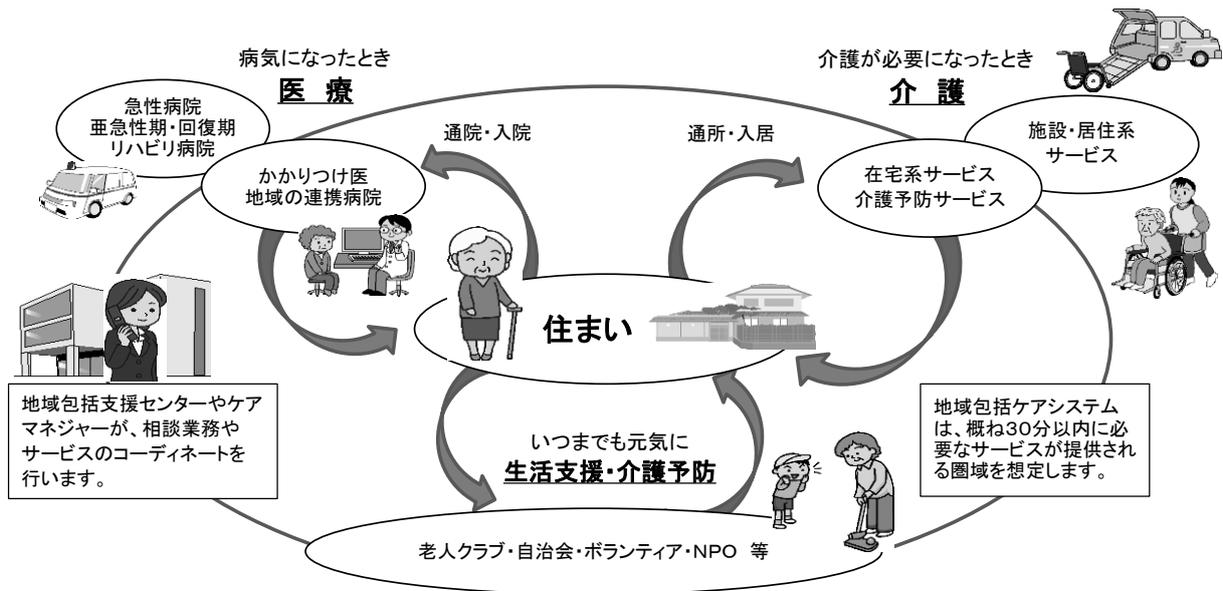
各地域が、その特性や地域住民の自主性・主体性に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく仕組みとして、地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

そのための施策として

- a) 高齢期になっても住み続けることのできる住まいの確保と支援
- b) 多様な生活支援サービスの提供と権利擁護体制の充実
- c) 介護予防の推進
- d) 介護サービスの充実
- e) 医療との連携強化

これらを利用者のニーズに合わせて包括的に組み合わせ、入院から退院、在宅復帰までを含めて、切れ目ないサービスを提供していく体制の実現を目指します。

■地域包括ケアシステムのイメージ



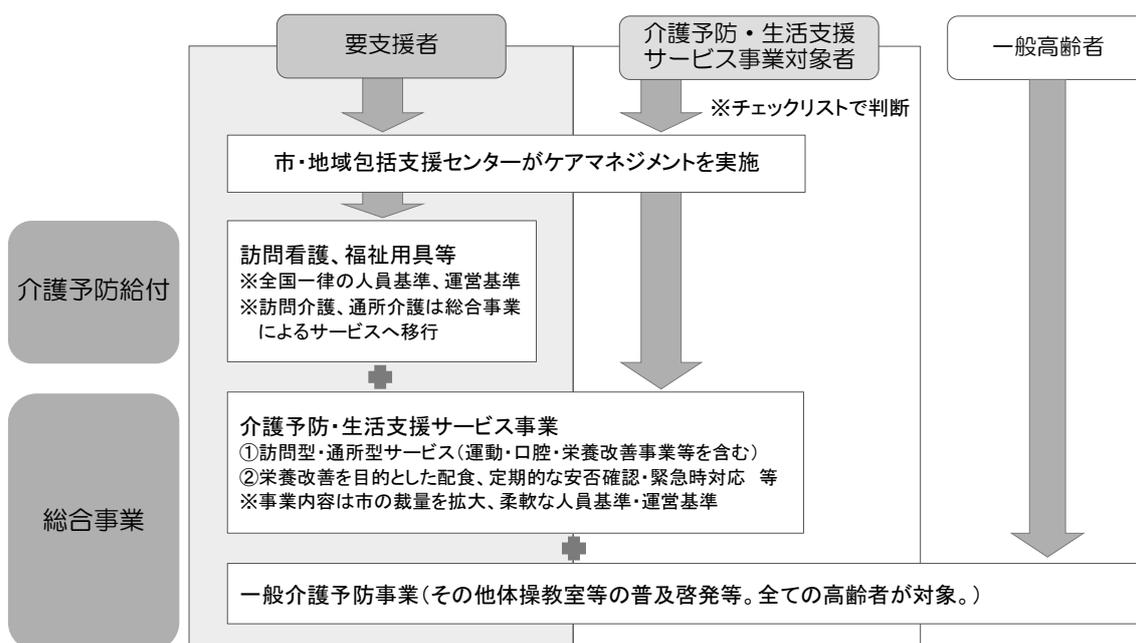
(2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行

予防給付のうち、訪問介護及び通所介護については、地域の実情に応じた取組みができる地域支援事業として「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行した上で、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPOや民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体の活用に努めていきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業による各種サービスは、地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づいて利用することになります。軽度の機能低下がある方の場合、要支援認定を受けずともサービスの利用が可能となることから、地域のなかで、より自立した生活を続けることができるようになります。

なお、訪問介護及び通所介護以外のサービス（訪問看護や福祉用具貸与など）については、引き続き予防給付による給付を行っていきます。

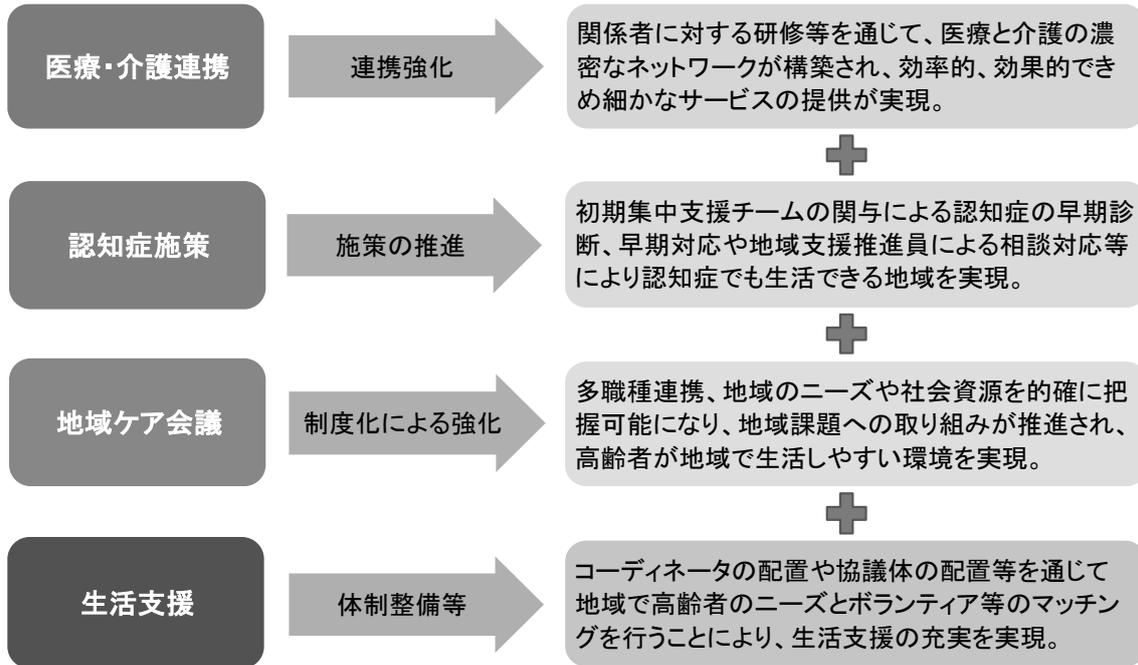
■新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）



(3) 地域支援事業の充実

地域支援事業の充実により、市が中心となって地域包括ケアシステムの実現に向けた総合的な取組みを推進し、地域で高齢者を支える社会の実現を目指します。

■地域支援事業の充実

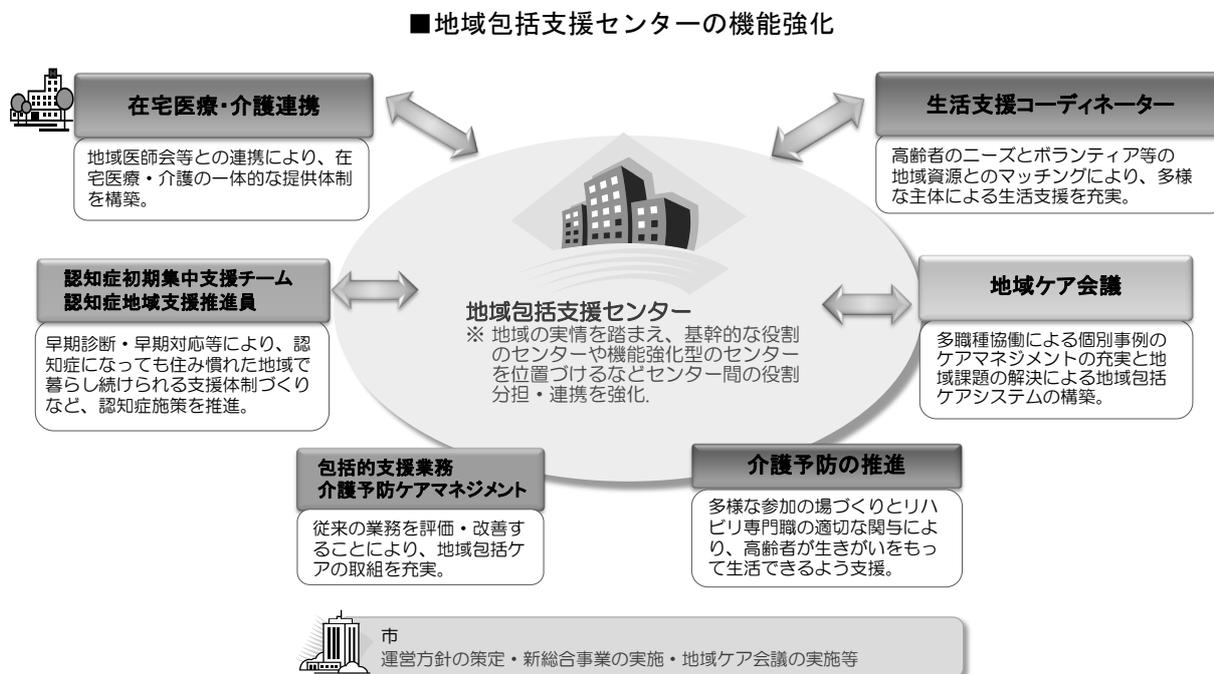


(4) 地域包括支援センターの機能強化

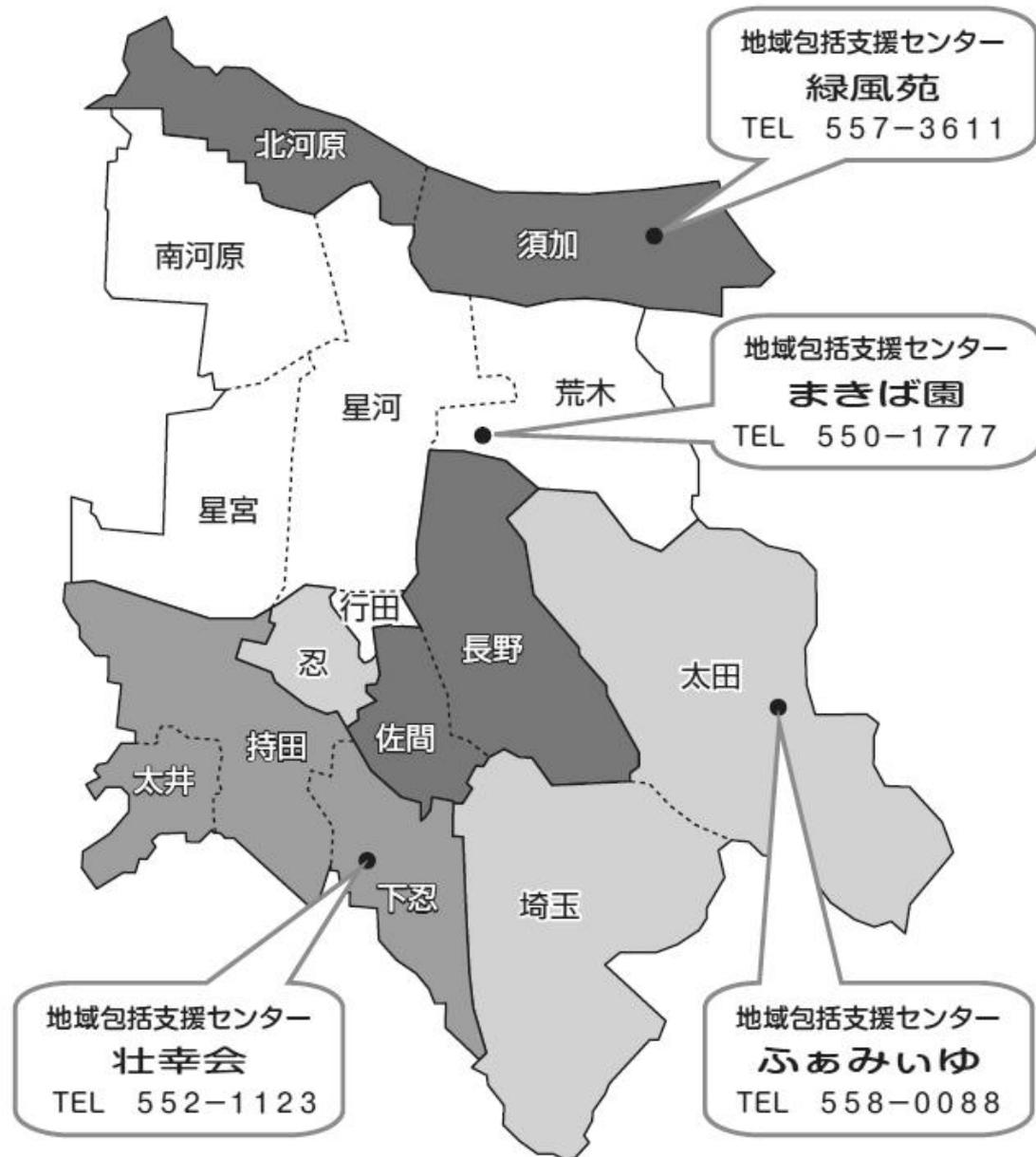
地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を果たす機関として機能することになります。

その求められる役割を認識しながら、複合的に機能強化を図ることとし、次に掲げる施策に積極的に取り組んでいきます。

- a) 高齢化の進展や、相談件数の増加等に伴う業務量の増大、センター毎の役割に応じた人員体制の強化
- b) 市による明確な運営方針の提示
- c) 基幹的な役割を担うセンターや機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携強化による効率的かつ効果的な運営の実現
- d) 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルによる継続的な評価・点検の強化
- e) 地域包括支援センターの取組みに関する情報の公開



■各地域包括支援センターの担当地域



■地域包括支援センター設置状況

地域包括支援センター名	住所	人口	高齢者人口	担当地域
行田市地域包括支援センター 緑風苑	須加 1563	21,390	5,652	佐間・長野・須加 北河原・
行田市地域包括支援センター まきば園	白川戸 275	20,097	5,665	行田・星河・荒木 星宮・南河原
行田市地域包括支援センター 壮幸会	下忍 1162-14	24,178	5,547	持田・太井・下忍
行田市地域包括支援センター ふあみいゆ	下須戸 75	19,128	5,138	忍・埼玉・太田
計		84,793	22,002	

※人口・高齢者人口は平成26年6月1日現在

※現在の地域包括支援センターは、前頁の4か所となっています。平成18年度の発足当初も4か所設置していましたが、1か所のセンターにおいて、資格を有する職員の配置が困難となったことから、平成20年度からは3か所体制となりました。

その間、市では、センター当たりの職員数を3名から4名へ増員し、地区割を変更することで対応してきましたが、高齢化の進展に伴う業務量の増大を考慮し、平成24年度に1か所を増設し、再び4か所体制としています。

② 地域包括支援センター相談協力員との連携

現状と課題

地域包括支援センター相談協力員は、本市独自の取組みとして、地域の高齢者が抱える諸課題を把握し、地域包括支援センターへつなげる役割を担っています。

各自治会1～3名の相談協力員を委嘱し、年2～3回の研修会により、資質の向上に努めています。

相談協力員の存在や役割を市民に広く周知し、より効果的に活動できる環境を整えていく必要があります。

■地域包括支援センター相談協力員の状況

	実 績	
平成23年度	相談協力員委嘱数 210名	研修会 3回
平成24年度	相談協力員委嘱数 210名	研修会 2回
平成25年度	相談協力員委嘱数 212名	研修会 2回

今後の方向性

相談協力員がより地域に根差した活動を展開できるよう、引き続き、地域支援ネットワーク会議^{*1}の開催等を通じて、自治会や民生委員、地域包括支援センターなどとの連携を促進していきます。

※1 地域支援ネットワーク会議：第3章 第1節 2-(2)-イ④ 地域支援ネットワークの強化 (P103) を参照

2 介護予防の推進及び介護保険サービスの充実

高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならないよう、高齢者が参加しやすい各種介護予防事業を実施するとともに、介護予防意識の普及啓発を推進します。

平成28年度から、従来の介護予防事業は、介護予防・日常生活支援総合事業に再編される予定です。生活支援の充実、高齢者の社会参加や支え合いの体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進を基本とした事業の実施を通して、要支援者の多様なニーズに対して、その能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供するしくみを構築します。

また、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数の増加が見込まれます。介護保険サービスの量の確保と質の向上に努め、要支援・要介護認定者が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、各種サービスの充実を図ります。

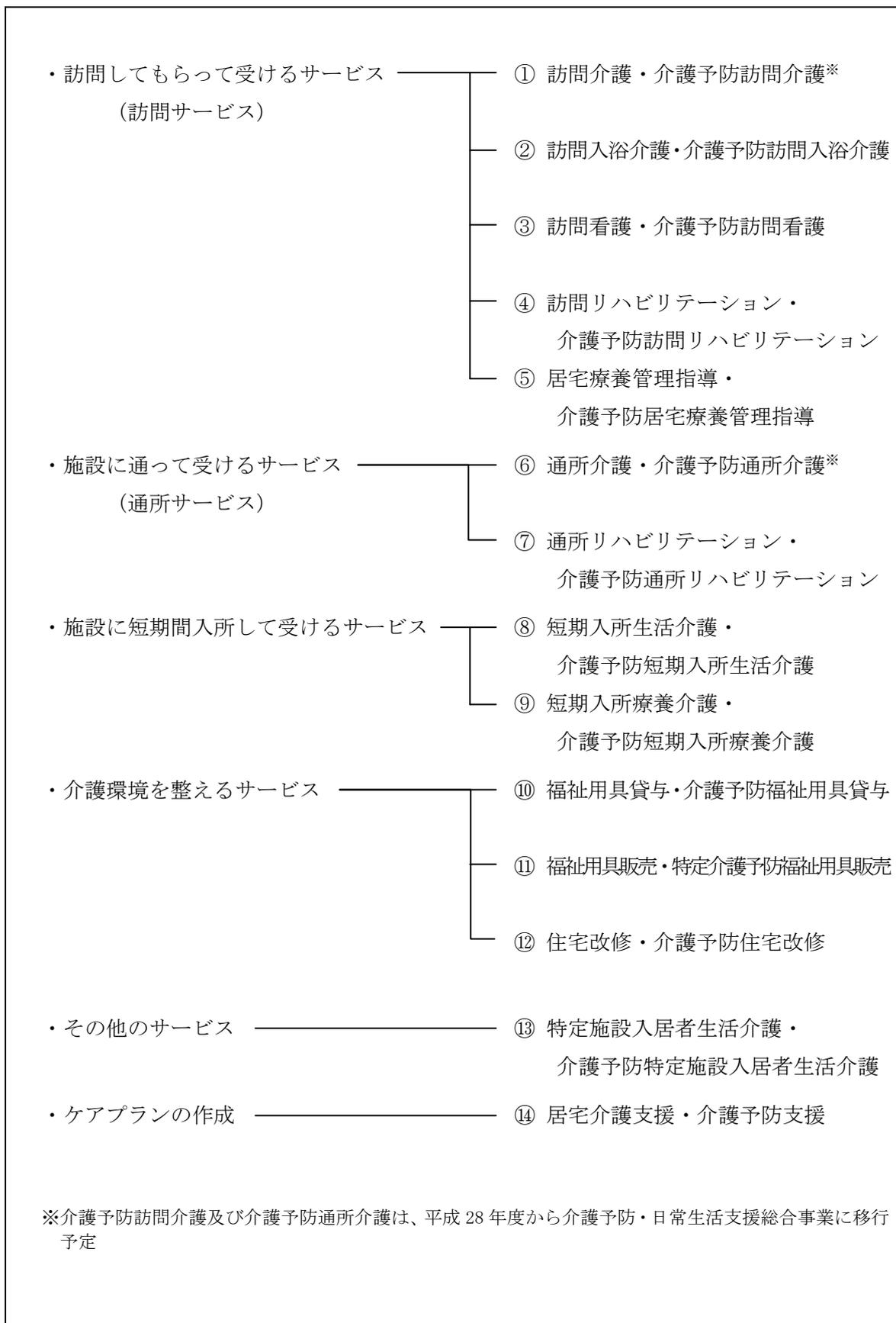
(1) 介護給付及び予防給付に係るサービスの推進

介護予防サービスや、日常生活圏域毎に地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供する地域密着型サービス等が、適切に提供される体制を整備するとともに、必要な介護保険サービスの確保・充実と適切な提供に努め、介護保険サービス全般の質の向上を図ります。

ア 居宅介護サービス及び介護予防サービス

ケアプランの作成のほか、訪問してもらって受けるサービス、施設に通って受けるサービス、施設に短期間入所して受けるサービス、介護環境を整えるサービス等があります。

■居宅介護サービス及び介護予防サービス



① 訪問介護・介護予防訪問介護

介護福祉士やホームヘルパーなどが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の援助を行います。

なお、介護予防訪問介護（予防給付）については、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する予定です。

第6期期間におけるサービス量は、緩やかな増加を見込みます。

■訪問介護・介護予防訪問介護の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	3,550	3,506	3,453	3,456	3,744	4,020
予防給付	1,333	1,387	1,435	1,476	756	—

※26年度は見込み値

※予防給付の28年度の利用見込みは、移行に伴う経過措置分を計上

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で各居宅を巡回し、浴槽を持ち込んで入浴の介護を行います。

第6期期間におけるサービス量は、緩やかな増加を見込みます。

■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	496	509	478	492	504	540
予防給付	2	12	9	36	48	48

※26年度は見込み値

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が、病状が安定期にある要介護者等の居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

第6期期間におけるサービス量は、緩やかな増加を見込みます。

■訪問看護・介護予防訪問看護の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	1,203	1,120	996	1,236	1,416	1,536
予防給付	39	46	102	84	96	96

※26年度は見込み値

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が居宅を訪問し、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことで、心身機能の維持回復を図ります。

第6期期間におけるサービス量は、緩やかな増加を見込みます。

■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	630	673	770	828	888	912
予防給付	141	174	228	288	348	420

※26年度は見込み値。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が、通院が困難な要介護者等の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

第6期期間におけるサービス量は、緩やかな増加を見込みます。

■居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の実績と計画 (延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	904	1,081	1,240	1,332	1,416	1,488
予防給付	99	113	88	132	144	144

※26年度は見込み値

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

通所介護施設（老人デイサービスセンター）等において、日中の食事・入浴の提供、介護や生活についての相談・助言、健康状態の確認などの日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

平成28年度から、小規模な通所介護事業所は地域密着型サービス等へ移行する予定であることから、現在の通所介護サービスの一部が、地域密着型通所介護による提供となります。なお、その割合は2～3割程度を見込んでいます。

移行により、第6期期間におけるサービス量は減少を見込みます。

■通所介護・介護予防通所介護の実績と計画 (延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	9,088	9,396	9,692	10,008	8,268	8,520
予防給付	4,367	4,705	5,081	5,448	2,868	—

※26年度は見込み値

※予防給付の28年度の利用見込みは、総合事業への移行に伴う経過措置分を計上

※介護給付は28年度以降、利用の一部が地域密着型通所介護に移行します

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所等において、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い、日常生活の自立を助けるための心身機能の維持・回復を図ります。

第6期期間におけるサービス量は、緩やかな増加を見込みます。

■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実績と計画 (延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	3,019	3,102	2,938	3,324	3,540	3,708
予防給付	965	1,142	1,381	1,620	1,860	2,100

※26年度は見込み値

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等において、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスの提供を行います。

利用者は、一時的に居宅での日常生活に支障がある場合、短期間入所してサービスの提供を受けます。

第6期期間におけるサービス量は、ほぼ横ばいを見込みます。

■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実績と計画 (延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	3,595	3,995	3,898	3,960	4,044	4,044
予防給付	139	126	155	156	180	204

※26年度は見込み値

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等において、看護及び医学的管理のもとで介護、機能訓練その他の必要な医療や、日常生活上の世話等のサービスの提供を行います。

利用者は、一時的に居宅での日常生活に支障がある場合、短期間入所してサービスの提供を受けます。

第6期期間におけるサービス量は、ほぼ横ばいを見込みます。

■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	576	563	516	612	624	624
予防給付	11	14	28	36	36	48

※26年度は見込み値

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能低下により、日常生活に支障のある要介護者等の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸出しを行います。

第6期期間におけるサービス量は、増加を見込みます。

■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	6,931	7,348	7,530	8,532	9,660	10,392
予防給付	971	1,262	1,566	1,896	2,256	2,652

※26年度は見込み値

⇒貸与の対象となる福祉用具

- ㊶ 車いす ㊷ 車いす付属品 ㊸ 特殊寝台 ㊹ 特殊寝台付属品 ㊺ 床ずれ防止用具
- ㊻ 体位変換器 ㊼ 手すり ㊽ スロープ ㊾ 歩行器 ㊿ 歩行補助つえ
- ㊽ 認知症老人徘徊感知器 ㊾ 移動用リフト(つり具の部分を除く) ㊿ 自動排せつ処理装置

⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

居宅の要介護者等が、入浴や排せつ等に用いる福祉用具を指定事業者から購入したときに、その費用の9割を支給しています。

第6期期間におけるサービス量は、緩やかな増加を見込みます。

■特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	168	156	180	204	228	240
予防給付	72	48	84	84	108	120

※26年度は見込み値

⇒購入の対象となる特定福祉用具

- ㊦ 腰かけ便座
- ㊧ 特殊尿器 … 尿や便が自動的に吸引されるもの
- ㊨ 入浴補助用具 … 入浴用いす、入浴台、浴槽用手すり、浴室内すのこ、浴槽内いす、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト
- ㊩ 簡易浴槽 … 空気式または折りたたみ式等で簡単に移動ができるもので、工事を伴わないもの
- ㊪ 移動用リフトのつり具

⑫ 住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給

居宅要介護者等が、手すりの取付け等の住宅改修を行ったときに、20万円を上限に費用の9割を支給しています（改修前の申請が必要です）。

第6期期間におけるサービス量は、ほぼ横ばいを見込みます。

■住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	168	144	144	156	168	168
予防給付	72	72	108	132	156	180

※26年度は見込み値

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

ケアハウスや有料老人ホーム等に入居する要介護者等に対し、その入居施設において、特定施設サービス計画に基づいて入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話などを行います。

第6期期間においては、対象となる施設の増加を見込みます。

■特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の実績と計画 (延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	1,150	1,284	1,364	2,052	2,100	2,136
予防給付	117	154	113	144	168	192

※26年度は見込み値

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業者が、ケアプラン（居宅サービス計画・介護予防サービス計画）の作成や、介護サービス事業者との調整、介護保険施設への紹介等を行い、居宅サービス等を適切に利用できるよう支援します。

なお、ケアプランの相談や作成にかかる費用については、利用者の自己負担はありません。

第6期期間におけるサービス量は、緩やかな増加を見込みます。

■居宅介護支援・介護予防支援の実績と計画 (延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	16,202	16,419	16,592	17,064	17,484	17,424
予防給付	6,409	7,068	7,855	8,700	9,180	9,468

※26年度は見込み値

イ 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるよう、地域毎の実情に応じた柔軟な体制で提供される介護サービスです。

市町村が事業者の指定や監督を行い、原則として居住している市町村内でのみ、サービスの利用が可能です。

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が5～9人の少人数で共同生活を送りながら、家族的な雰囲気の中で食事、入浴、排せつ等の介護や身の回りの世話等を受けます。

第6期期間におけるサービス量は、緩やかな増加を見込みます。

■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	816	819	814	816	876	936
予防給付	0	1	12	24	24	36

※26年度は見込み値

② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

身近な地域のサービス拠点への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護や機能訓練を行います。

第6期期間におけるサービス量は増加を見込むことから、参入を希望する事業者の状況把握に努めます。

■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	0	0	0	48	72	108
予防給付	0	0	0	0	0	0

※26年度は見込み値

③ 夜間対応型訪問介護

ホームヘルパーなどが、夜間における定期的な居宅への巡回や、通報に基づく訪問により介護を行います。

第5期期間における当該サービスの利用はなく、また、現在までに当該サービスの利用要望もありませんでした。

このため、第6期期間におけるサービス量は見込みませんが、利用者ニーズを注視しながら、参入を希望する事業者の把握に努めます。

④ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模なケアハウスや有料老人ホームのうち、介護保険の事業者指定を受けた介護専用型特定施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

第6期期間におけるサービス量は見込みませんが、利用者ニーズを注視しながら、参入を希望する事業者の状況把握に努めます。

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

第6期期間においては、平成28年度に1施設（入所定員29人）の整備を計画します。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	0	0	0	0	348	348

※26年度は見込み値

⑥ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

通所介護施設（老人デイサービスセンター）等において、認知症高齢者の特性に配慮した介護や機能訓練を行います。

介護予防認知症対応型通所介護（予防給付）については、第5期期間における利用はなかったことから、第6期期間におけるサービス量については、介護給付においてのみ見込み、利用者ニーズを注視しながら、参入を希望する事業者の状況把握に努めます。

■認知症対応型通所介護の実績と計画

（延人数：人/年）

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	9	19	34	48	60	60
予防給付	0	0	0	0	0	0

※26年度は見込み値

⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期巡回訪問と随時の対応を行い、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら提供することで、重度の要介護高齢者等の在宅生活を支えます。

第6期期間におけるサービス量は緩やかな増加を見込みます。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績と計画

（延人数：人/年）

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	0	7	22	36	48	60

※26年度は見込み値

⑧ 複合型サービス

複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ、1つの事業所が一体的に提供します。

第5期期間における当該サービス利用者はありませんでした。また、現在までのところ、当該サービスを利用したい旨の要望はないことから、第6期での利用は見込みません。当該サービスに対するニーズの動向を注視するとともに、参入を希望する事業者の状況把握に努めます。

⑨ 地域密着型通所介護（仮称）・介護予防地域密着型通所介護（仮称）

小規模な通所介護事業所は、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するとともに、市が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があります。このため、通所介護事業所の利用定員が18人以下の事業所を、市が指定・監督する地域密着型サービスに位置づける予定です。

■地域密着型通所介護（仮称）及び

介護予防地域密着型通所介護（仮称）の計画 (延人数：人/年)

	第6期計画		
	27年度	28年度	29年度
介護給付		2,064	2,136
予防給付		576	—

※26年度は見込み値

※予防給付の28年度の利用見込みは、総合事業への移行に伴う経過措置分を計上

ウ 施設サービス

介護保険法に基づく介護保険施設には、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設があります。

介護老人福祉施設は、要介護者のための生活施設です。老人福祉法で指定される特別養護老人ホームとも呼ばれます。

介護老人保健施設は、要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設です。

介護療養型医療施設は、医療の必要な要介護高齢者の長期的療養施設です。旧介護保険法に規定される施設で、介護老人保健施設に転換させるなどにより、平成29年度をもって廃止されることが決定しています。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な場合に入所して生活する施設です。介護保険制度の改正に伴い、今後の新規入所者は、原則として要介護3以上に限定されます。

第6期期間においては、要介護認定者数の増加や入所希望待機者の状況を勘案し、平成28年度に1施設(100床)、平成29年度に1施設(100床)の整備を予定しています。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	4,698	4,739	4,811	4,812	5,652	6,492

※26年度は見込み値

② 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に、入所して利用する施設です。

施設整備の予定はありません。

■介護老人保健施設の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	2,101	2,097	2,331	2,328	2,328	2,328

※26年度は見込み値

③ 介護療養型医療施設

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に、入院して利用する医療施設です。

平成24年度の介護保険制度の改正で、介護保険施設の定義から「介護療養型医療施設」が削除され、平成30年3月末をもって廃止されることになりました。新設は不可となったため、整備計画はありません。

■介護療養型医療施設の実績と計画

(延人数：人/年)

	第5期実績			第6期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護給付	58	85	68	72	72	72

※26年度は見込み値

(2) 地域支援事業に係るサービスの推進

市が中心となって地域包括ケアシステムの実現に向けた総合的な取組みを推進し、地域で高齢者を支える社会の実現を目指します。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者や虚弱高齢者に、介護予防や生活支援サービス等を総合的に提供する事業です。市が主体となって、対象者の状態や意向に応じて、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護や社会参加などの多様なサービスを提供します。サービスは、地域包括支援センターのケアマネジメントにもとづいて実施されます。

平成28年度に、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行を予定します。

a 介護予防・生活支援サービス事業

新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、二次予防事業の通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業は、介護予防・生活支援サービス事業に移行します。

介護予防・生活支援サービス事業は、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、事業介護予防ケアマネジメント事業で構成されます。

① 訪問型サービス

今後の方向性

また、地域の状況とニーズを勘案しながら、事業者による生活援助や緩和した基準によるサービス、住民主体の自主活動として行う生活援助等（住民主体による支援）、保健師等による居宅での相談指導等（短期集中予防サービス）、移送前後の生活支援（移動支援）の実施を検討します。

■ 訪問型サービスの計画

(延人数：人/年)

	第6期計画		
	27年度	28年度	29年度
訪問型サービス	—	768	1,584

② 通所型サービス

現状と課題

総合的な予防支援プログラムの提供を図るため、平成 23 年度から運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上の複合プログラムとして「けんこう達人塾」を、平成 24 年度から認知機能の低下を予防する「脳いきいき達人塾」を実施しています。

参加者を増やすため、周知の方法や場の整備を含めた実施方法等、効果的な事業の運営を工夫する必要があります。

■通所型介護予防の状況

(延人数：人/年)

	23 年度	24 年度	25 年度
運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上の複合プログラム（けんこう達人塾）	314	675	413
認知機能低下予防プログラム（脳いきいき達人塾）		304	410

今後の方向性

現行の介護予防通所介護に該当する部分を、平成 28 年度から移行します。

また、地域の状況とニーズを勘案しながら、事業者による通所介護（現行の通所介護相当）やミニデイサービス、運動・レクリエーション等（緩和した基準によるサービス）、体操や運動等の活動等の自主的な通いの場（住民主体による支援）、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善のプログラム（短期集中予防サービス）の実施を検討します。

■通所型サービスの計画

(延人数：人/年)

	第 6 期計画		
	27 年度	28 年度	29 年度
通所型サービス	—	3,000	6,312

③ その他の生活支援サービス事業

今後の方向性

高齢者人口の増加に伴い、軽度な支援が必要な高齢者や単身高齢者、高齢者のみの世帯からの様々なニーズが顕在化し、多様な生活支援サービスが必要になってきています。このため、シルバー人材センターや民間サービス等、市内における高齢者福祉関連事業の社会資源を把握するとともに、NPOやいきいき元気サポーター等とも連携して、多様な生活支援体制の構築を目指します。

④ 介護予防ケアマネジメント事業

現状と課題

要支援・要介護になるおそれのある方の介護予防と、介護保険の要介護認定で要支援と認定された方の機能回復及び自立支援へのケアマネジメントを行っています。

予防給付に係るケアマネジメントについては、地域包括支援センターでのケアプラン（介護予防支援）作成数が年々増加しています。

■介護予防ケアマネジメント事業の状況

	実 績
平成 23 年度	・介護予防給付ケアマネジメント 6,313 件（うち委託数 1,344 件） ・介護予防ケアマネジメント 59 件
平成 24 年度	・介護予防給付ケアマネジメント 6,484 件（うち委託数 1,473 件） ・介護予防ケアマネジメント 71 件
平成 25 年度	・介護予防給付ケアマネジメント 7,158 件（うち委託数 1,891 件） ・介護予防ケアマネジメント 82 件

今後の方向性

効果的な介護予防事業を実施していくため、地域包括支援センターの保健師等が、軽度機能低下した高齢者から要支援認定高齢者まで、連続的で一貫した介護予防ケアマネジメントを行います。

また、必要に応じて地域包括支援センターの担当地区の見直しを行い、適正な業務の遂行を図ります。

b 一般介護予防事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組みを推進する観点から、これまでの介護予防事業を見直し、新たに地域リハビリテーション活動支援事業を追加して、介護予防機能を強化します。

① 介護予防把握事業

(旧 二次予防対象者把握事業)

現状と課題

これまで、二次予防対象者把握事業（生活機能評価の実施）として実施している事業です。二次予防事業は、日常生活の状況に関する 25 項目からなる「基本チェックリスト」で、要介護状態になる恐れの高い者に実施している事業です。

平成 24 年度から、二次予防事業の対象者の把握方法が変更されています。また、高齢者人口の増加に伴い対象者数は増加していますが、高齢者人口に対する割合は横ばいで推移しています。

■介護予防把握事業対象者数の状況

	23 年度	24 年度	25 年度
高齢者人口	20,104	21,060	21,900
介護予防事業対象者数 (延人数) (二次予防対象者数)	967	3,072	3,220
高齢者人口に対する割合 (%)	4.8%	14.6%	14.7%

今後の方向性

介護保険法の改正により、二次予防対象者把握事業は介護予防把握事業に移行しますが、引き続き効果的な事業の実施に努めます。

② 介護予防普及啓発事業

現状と課題

高齢化が進展するなかで、高齢者がいつまでも健康に生活していくことを目標に、満65歳以上の方を対象とした運動機能等の維持を目的とする市独自の体操プログラムとして健康長寿体操「ながちか（長親）体操」を開発しました。

介護予防教室は、公民館で行われる高齢者学級等と共催で、介護予防に資する基本的な運動、栄養、口腔、認知症予防等に関する教室を開催しています。平成26年度は「はつらつ教室」という名称で事業を行っています。

参加者の固定化が懸念されることから、参加しやすい環境を整える必要があります。

■健康長寿体操プログラム普及啓発事業

	実 績
平成23年度	健康長寿体操の開発に向けた企画・検討
平成24年度	「ながちか（長親）体操」の開発、CDの作製及び普及啓発のためのサポーター養成講座の開催
平成25年度	DVDの作製及び配布（自治会や各施設等）、ケーブルテレビでの放映、サポーター養成講座の継続実施

■介護予防教室（現：はつらつ教室）

	23年度	24年度	25年度
実施回数（回）	67	48	62
延参加者数（人）	1,326	1,214	1,377

■楽しく長生き講座（出前講座：H24～）

	23年度	24年度	25年度
実施回数（回）	20	25	30
延参加者数（人）	393	455	703

※23年度は、社会福祉協議会委託で実施したいきいき健康講座の数値です。

今後の方向性

講座内容の見直しを継続的に行うとともに、引き続き体操の普及啓発に努めます。

③ 地域介護予防活動支援事業

現状と課題

介護予防に資する人材の育成及び支援の観点から、健康長寿体操「ながちか（長親）体操」サポーターの育成を行っています。

地域における介護予防活動をさらに活発化していくため、サポーターの活躍する場の確保と自立した活動への支援が必要となっています。

■地域介護予防活動支援事業の状況

	実 績			
平成 24 年度	1 コース 6 日間	1 回実施	実参加人数 24 人	延べ 112 人参加
平成 25 年度	1 コース 5 日間	2 回実施	実参加人数 44 人	延べ 181 人参加

今後の方向性

現に活動しているながちか（長親）体操サポーターへの介護予防普及講座や、サポーター報告会等の開催により、サポーター活動への支援を継続していきます。

④ 一般介護予防事業評価事業

(旧 一次予防事業評価事業・二次予防事業評価事業)

現状と課題

・一次予防事業評価事業

各地域公民館で開催される高齢者学級と共催し、事業終了後公民館職員に事業内容や要望等のアンケート調査を行い、翌年度に向けての事業の見直しを行っています。

・二次予防事業評価事業

二次予防事業修了者に対してアセスメントを実施し事業の効果を検証するとともに、サービスが必要な方には個々に合った適正なサービスの紹介を行っています。

今後の方向性

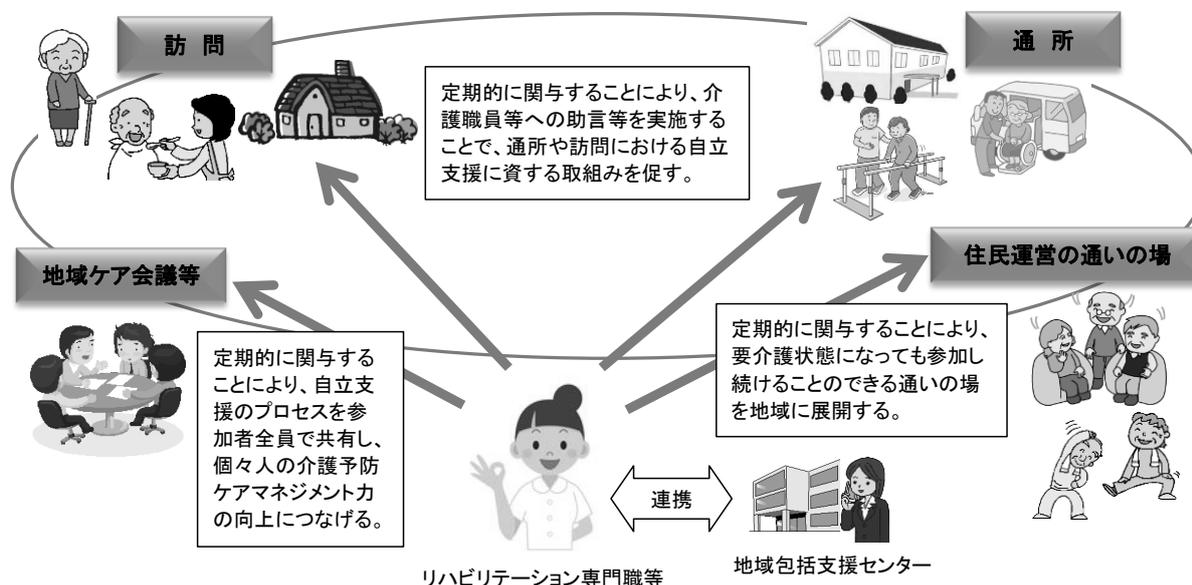
制度の改正により、一次予防事業と二次予防事業の区別はなくなりますが、介護予防事業の運営のため、引き続き評価事業を行っていきます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

今後の方向性

通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の派遣などを通じて、介護予防の取組みを機能強化できるよう努めます。

■地域リハビリテーション活動支援事業の展開



イ 包括的支援事業

地域支援事業の充実に伴い、従来の地域包括支援センターの運営に加え、新たに「地域ケア会議の推進」「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業を位置づけ、地域包括ケアシステム構築に向けた取組みを推進します。

a 地域包括支援センターの運営

高齢夫婦世帯やひとり暮らし世帯などで支援を必要とする方や、虐待事例等の処遇困難な事例が増加していることから、地域包括支援センターの支援能力の強化を図ります。

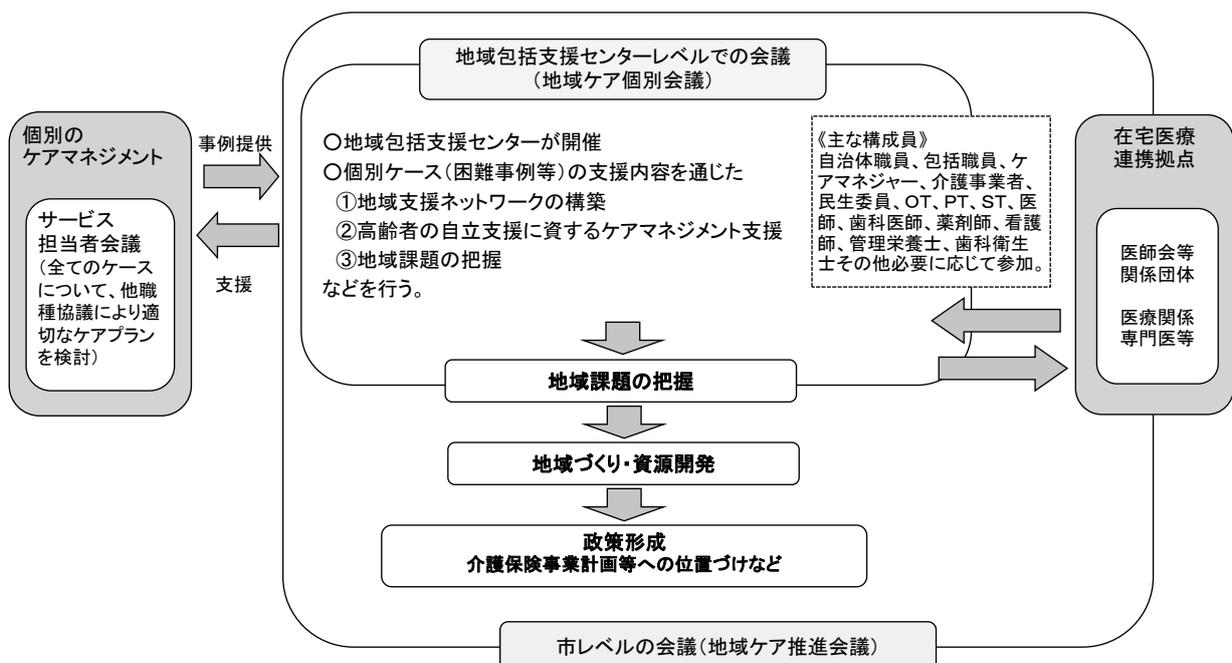
① 地域ケア会議

今後の方向性

地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、地域包括支援センター等が主催し、個別事例の検討を通じて、他職種協働によるケアマネジメント支援を行います。

本市の実態に即した形での会議の開催を目指します。

■ 地域ケア会議の推進



② 行田市包括ケア会議の実施

現状と課題

各地域包括支援センターが抱える処遇困難事例に対応すべく、定期的に情報交換や事例検討を行うほか、各地域包括支援センター職員の資質の向上及び業務遂行能力の均衡を図るために、助言・指導を行っています。

市と各地域包括支援センターの地域ケア体制を強化するためには、情報交換や事例検討を定期的実施し、専門職員の資質の向上を図る必要があります。

■地域包括支援ネットワークの推進（行田市包括ケア会議）

	包括ケア会議	主任介護支援 専門部会	保健師部会	社会福祉士部会
平成 23 年度	12 回	10 回	7 回	6 回
平成 24 年度	12 回	8 回	8 回	9 回
平成 25 年度	12 回	9 回	13 回	9 回

今後の方向性

市からの情報提供や各地域包括支援センター間の情報交換等の連携を図る場として、今後も定期的に行田市包括ケア会議を開催します。

③ 地域包括支援センター運営協議会

現状と課題

各地域包括支援センターの適切な運営や、公平・中立性の確保を図るため、センターの円滑な運営に資するための協議会を設置し、事業内容や運営等について審議しています。

■地域包括支援センター運営協議会

	実 績
平成 23 年度	年 2 回開催
平成 24 年度	年 2 回開催
平成 25 年度	年 2 回開催

今後の方向性

各地域包括支援センターの均衡ある相談業務遂行能力等の確保及び介護予防給付における介護予防支援に関しての委託先の適正な管理を図っていきます。

④ 地域支援ネットワークの強化

現状と課題

地域の民生委員や自治会長等と連携し、各地域包括支援センターの担当圏域毎に要支援高齢者の把握を行い、必要な支援へとつなげるための地域支援ネットワーク会議を実施しています。

地域のなかで高齢者が抱える問題は、地域包括支援センターのみで解決できるものではないことから、関係機関や地域住民との連携をより深めていく必要があります。

■地域支援ネットワーク会議の推進（担当圏域毎のネットワーク）

	実 績
平成 24 年度	52 回
平成 25 年度	48 回

■圏域会議・サービス担当者会議

	実 績
平成 23 年度	249 件
平成 24 年度	282 件
平成 25 年度	343 件

今後の方向性

地域支援ネットワーク会議を引き続き開催するとともに、関係者間での処遇事例検討や会議等を開催するなど、あらゆる機会を通じて、連携体制の構築に努めていきます。

⑤ 総合相談支援業務

現状と課題

地域包括支援センターが、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスなどの利用につなげるための支援を行っています。

相談件数は増加傾向にあり、また経済的困窮や精神疾患等による処遇困難なケースも増えています。

高齢者や家族の様々な課題への適切な対処のため、職員の相談援助技術の向上を図る必要があります。

■総合相談支援事業の状況

	実 績
平成 23 年度	4,476 件
平成 24 年度	7,096 件
平成 25 年度	5,799 件

今後の方向性

担当する地域の高齢者の状況を常に把握し、継続的にフォローする体制を整えます。

⑥ 権利擁護事業

現状と課題

地域包括支援センターの社会福祉士等が、高齢者に対する虐待防止・早期発見やその支援、金銭管理等の成年後見制度の利用支援等、権利擁護に関する相談・支援を行っています。相談件数は年々増加しています。

虐待を早期に発見する体制づくりに取り組み、その後の処理を適切に行う必要があります。また認知症高齢者等の消費者被害や財産管理について、安心安全サポートネットや法人後見を実施する社会福祉協議会、権利擁護を行うNPO法人等、関係機関と連携しながら、成年後見制度等の利用を促進する必要があります。

■権利擁護事業の状況

	成年後見制度	虐待対応
平成 23 年度	9 件	5 件
平成 24 年度	11 件	1 件
平成 25 年度	22 件	20 件

今後の方向性

高齢者の人権を守るため、高齢者虐待防止法、消費者保護法、成年後見制度といった法制度の周知を行い、その活用により権利救済を行うことで、虐待や心理侵害の防止に努めます。

また、地域包括支援センター職員の能力の向上を図るため、虐待防止に関する研修会への積極的な参加を促します。

⑦ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターが地域における介護、医療等の多職種の連携・協働体制づくりを行うことで包括的かつ継続的に支援しています。また、介護支援専門員対し、処遇困難事例等に対する支援等を行っています。

相談件数は、毎年増加の傾向にあります。事業を実施していく上で、関係機関との連携の強化やを図るとともに、職員の資質向上に努める必要があります。

■包括的・継続的ケアマネジメント事業の状況

	実 績
平成 23 年度	相談件数 759 件
平成 24 年度	相談件数 1,093 件
平成 25 年度	相談件数 1,370 件

今後の方向性

介護支援専門員への適切な助言・指導を引き続き実施します。

また、医療機関やサービス事業者、地域住民、行政などとのネットワークづくりを推進し、支援を要する高齢者への切れ目のないサービスの提供に努めます。

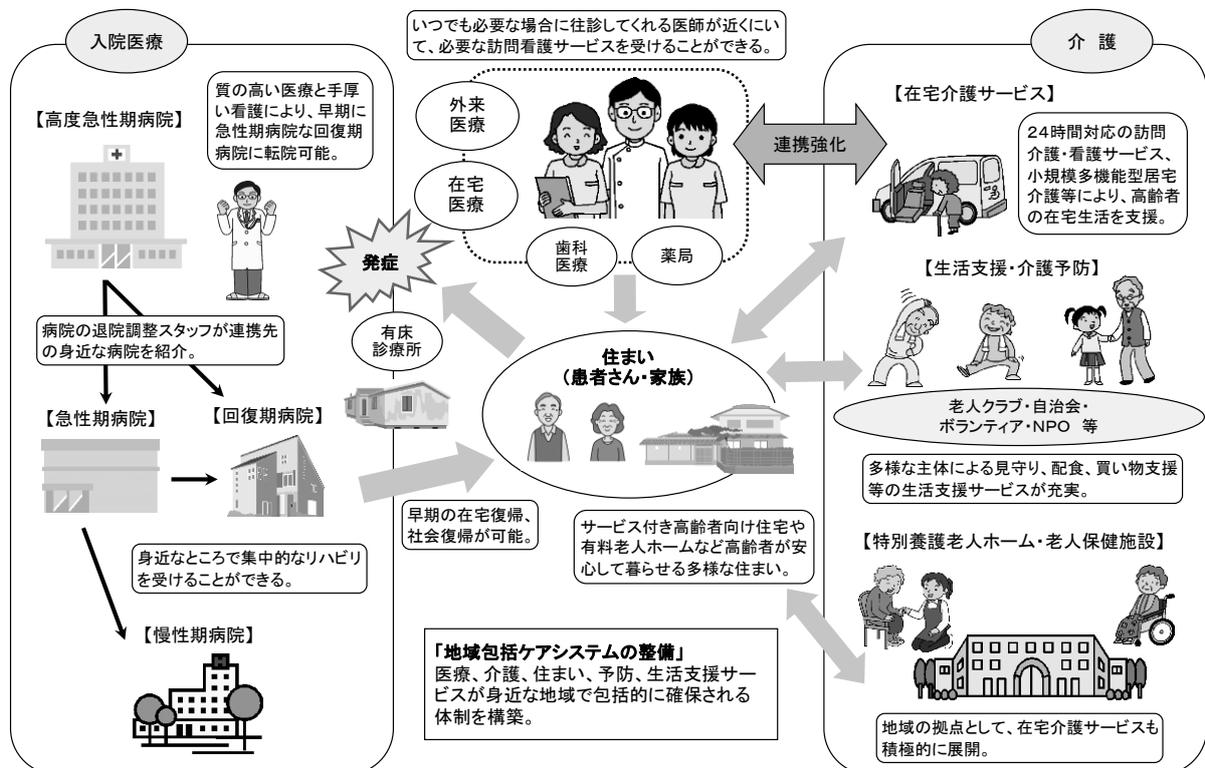
b 在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるために、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。このため、市が中心となって、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。

今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることのできるよう、市医師会をはじめ関係機関との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築に向けて、段階的に取り組んでいきます。

■医療・介護連携の推進イメージ



■事業内容

a 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関、介護事業者等を調査し、これまで把握されている情報と合わせてマップやリストを作成して、地域の医療・介護関係者や住民に公開します。

b 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行います。

c 在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の運営

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)を設置し、地域の在宅医療・介護連携についての相談の受付や、医療関係者と介護関係者との連携調整等を行います。

d 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援

地域連携パス等の情報共有ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、地域の医療・介護関係者等の間で情報を共有できるよう支援します。

e 在宅医療・介護関係者の研修

地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行います。

f 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、利用者等の急変時等の連絡体制も含め、体制の整備を計画的に行います。

g 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等によって、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図ります。

h 二次医療圏内・関係市区町村の連携

退院後に在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、在宅医療・介護連携のために必要な事項について協議を行います。

c 認知症施策の推進

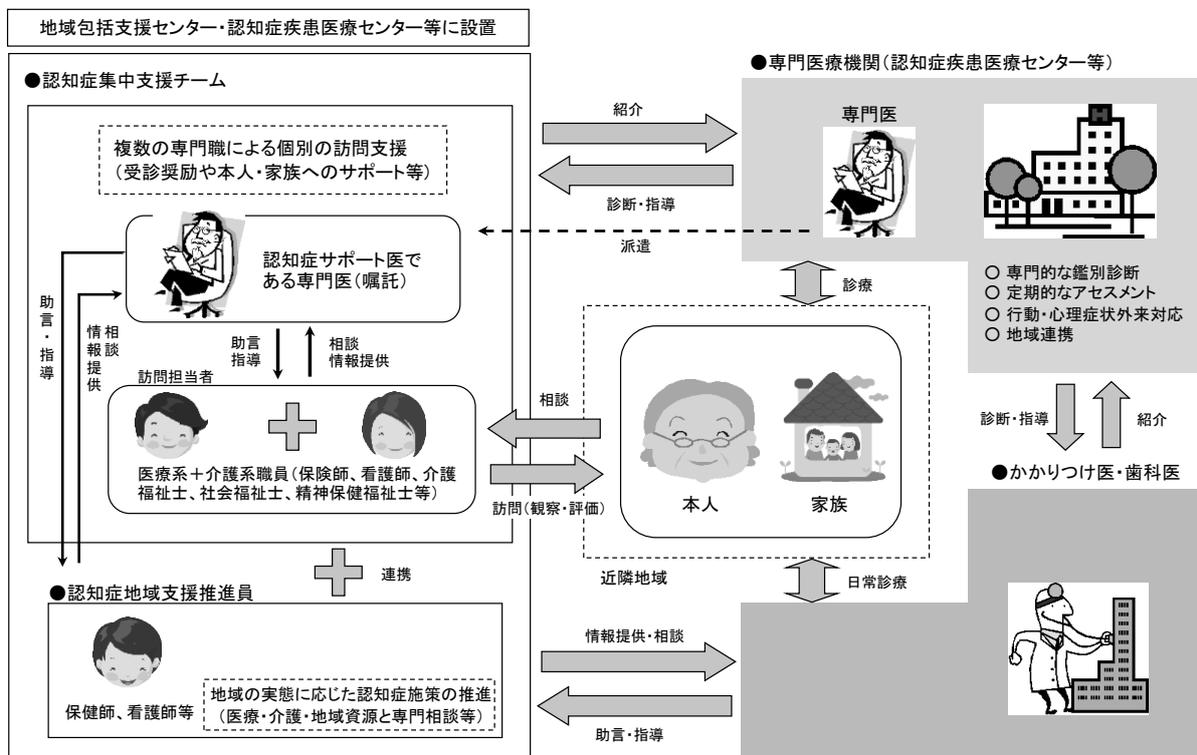
認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者が要介護等認定者の約6割を占め、介護施策の重要課題となっています。今後も認知症高齢者の増加が予想されるなか、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指します。

今後の方向性

認知症総合支援事業は、早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりなど、認知症施策を総合的に推進するものです。

認知症地域支援推進員の配置や、認知症初期集中支援チームなどの各種施策について、市医師会等と連携し、段階的に取り組んでいきます。

■ 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について



■事業内容

a 標準的な認知症ケアパスの作成・普及

※認知症ケアパス：状態に応じた適切なサービス提供の流れのこと。

b 認知症初期集中支援チームの設置

※認知症初期集中支援チーム：認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援などを行うチームのこと。

c 「地域ケア会議」の普及・定着

d 認知症相談の充実

e 認知症専門医、認知症サポート医等との連携強化

f 認知症地域支援推進員の配置

g 認知症サポーターの養成(第5期からの継続事業)

d 生活支援サービスの体制整備

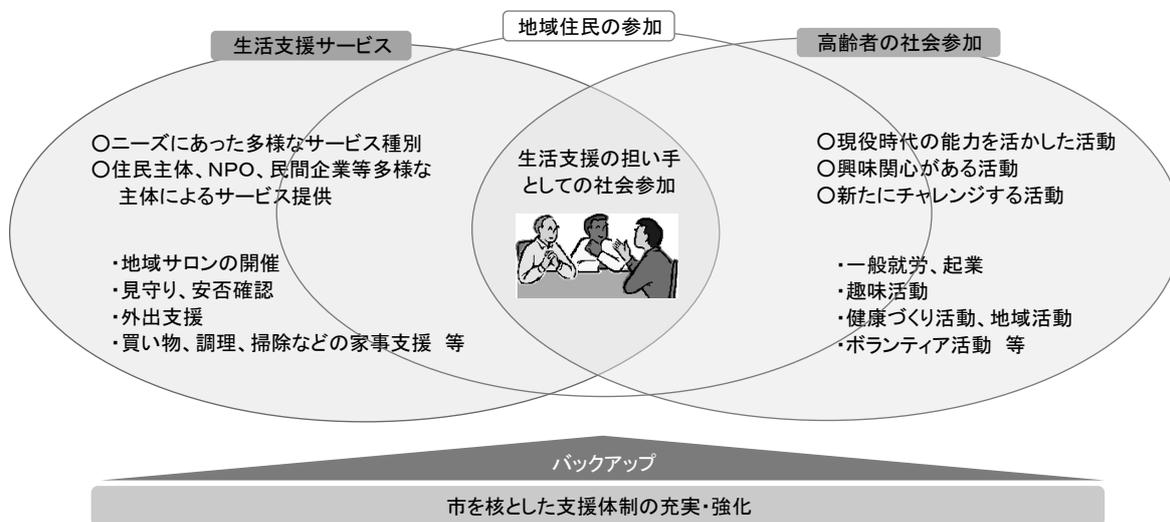
地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体の設置等を通じて、市を中心とした支援体制の充実強化を図ります。

今後の方向性

単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加するなかで、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体による生活支援サービスにより、高齢者が住み慣れた地域で生活することが可能となります。

また、高齢者の社会参加の促進や高齢者自身が社会的役割を持つことが、生きがいや介護予防につながると考えられるため、生活支援サービスの充実と社会参加に向けた取組みについて、段階的に推進していきます。

■生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加



■事業内容

a 生活支援コーディネーターの設置

b 協議体の設置

c 地域のニーズや地域資源の把握

d 関係者のネットワーク化(地域支援ネットワーク会議等)

e 生活支援の担い手の養成、サービスの開発

ウ 任意事業

市が、地域の実情に応じて独自に実施する事業です。独自の発想や創意工夫を取り入れた形態で実施でき、多様な事業展開が可能です。

a 介護給付等費用適正化事業

利用者に適切なサービスが提供される環境の整備、介護給付金の適正化を図ります。

現状と課題

介護認定調査を適正に行うとともに、ケアプランの点検や介護給付費の通知を行い、給付費や介護保険料の増大を抑制しています。

適切な介護サービスの確保のため、関係機関と協力して、介護給付の適正化に向けた取組みを強化する必要があります。

■介護給付等費用適正化事業の状況

	要介護認定調査の適正化			ケアプランの点検	住宅改修の点検 (施工後の現地確認)	介護給付費通知 (年2回)
	更新申請	新規申請	変更申請			
平成23年度	1,883件	902件	244件	80件	25件	5,050件
平成24年度	2,001件	970件	244件	51件	49件	5,082件
平成25年度	1,877件	955件	217件	140件	18件	5,572件

今後の方向性

要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知等により、費用の適正化を引き続き推進することで、介護保険制度への信頼を高めていきます。

b 家族介護支援事業

介護を必要とする高齢者を居宅で介護している家族を支援するため、家族介護者の介護負担の軽減、心身のリフレッシュを図ります。また、適切な介護知識・技術、各種サービスの利用方法、認知症に関する家族介護者や地域住民の理解を深めるとともに、当事者組織の育成・支援を図ります。

① 家族介護教室

現状と課題

地域包括支援センターに委託し、居宅で高齢者を介護している方や介護に関心のある方を対象として、適切な介護方法やサービスの利用方法、認知症に関する知識や対応方法等を内容とした介護者教室を開催しています。

居宅で高齢者を家族や地域で支えていくためには、より多くの方に参加していただき、介護に関する知識や方法を知っていただくことが重要です。また介護者自身のための時間を持つことや介護者同士の交流も必要であることから、事業を推進する必要があります。

■家族介護教室の状況

	23年度	24年度	25年度
家族介護教室（回）	6	8	8

今後の方向性

在宅介護している方、介護に関心のある方をはじめ、地域の方々も対象として、介護知識等の習得、実際に介護している方が一時的にでも介護から離れられる機会をつくることを目的とした教室を開催します。

介護者教室を継続して開催します。

② 認知症高齢者見守り事業

現状と課題

徘徊高齢者の介護者等に徘徊高齢者の現在位置を知らせる端末機器の貸与を行っています。また、認知症サポーター養成講座の開催により、認知症になっても安心して地域で暮らしていけるよう、知識の普及・啓発を行っています。

認知症高齢者の場合、徘徊等により家族の介護負担は大きなものとなっていることから、家族の負担軽減を図る必要があります。

■認知症高齢者見守り事業の状況

	実 績
平成 23 年度	徘徊高齢者位置探索サービス（GPS 端末装置貸与 2 件）
平成 24 年度	〃 （ 〃 1 件）
平成 25 年度	〃 （ 〃 1 件）

今後の方向性

徘徊高齢者の見守りは、より利用しやすく見守りが簡便にできる方法の開発が必要です。また、認知症について広く理解を深めていただく認知症サポーター養成講座の実施のほか、地域での支え合いの仕組みのなかでの見守りに取り組みます。

③ 高齢者等介護慰労手当支給事業

現状と課題

要介護4・5でねたきりの状態が6か月以上継続している方または65歳以上で重度の認知症かつ問題行動のある状態が6か月以上継続している方を在宅で介護している介護者に対し手当を支給しており、その身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図っています。支給額は月額5千円で、過去1年間介護サービスを利用しなかったときは、年4万円を加算し手当を支給しています。

要介護認定者が増加しているため、支給対象者の増加が今後も見込まれますが、介護サービス利用者が増加しているため、年4万円の加算対象者は減少しています。

要介護認定者の増加に伴い、支給対象者になり得る方に対して的確な事業の周知を行う必要があります。

■ 高齢者等介護慰労手当支給状況

	23年度	24年度	25年度
支給者数（人）	80	80	90
支給額（円）	3,335,000	4,045,000	3,870,000

今後の方向性

介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るため、引き続き事業を実施していきます。

④ ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業

現状と課題

在宅で65歳以上の常時ねたきりの状態または重度の認知症の状態の方を対象に、紙おむつや尿取りパッドを給付しており、本人及び同居する親族を援助し、その精神的、経済的負担等の軽減を図っています。また、紙おむつ等の種類選択ができるよう、利用者のニーズに合った給付を行い、継続してサービス内容の充実を図っています。

利用者には1か月の枚数制限はあるものの、無料で給付しています。財源の制約から、金銭的な制限（1か月の限度額を設定する等）も検討する必要があります。

■ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業の状況

	23年度	24年度	25年度
対象者数（人）	140	157	166
延給付枚数（枚）	181,290	196,920	191,730

今後の方向性

介護者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、継続して利用者のニーズに合ったサービス内容の充実に努める一方で、事業を継続していけるよう、利用対象者及び給付制限についても検討していきます。

⑤ 認知症家族交流会

今後の方向性

地域包括支援センターが中心となって交流会を開催し、情報交換や家族同士の支え合いの場を提供していきます。

⑥ 認知症サポーターの養成

第2章 第2節 3-(1)-③ 認知症に関する啓発（P65）で詳述しています。

c その他の事業

市が独自に実施する任意事業のうち、介護給付等費用適正化、事業家族介護支援事業以外の事業で、成年後見制度の普及促進、福祉用具・住宅改修支援事業、配食サービス事業があります。

① 成年後見制度の普及促進

第2章 第2節 3－(1)－② 成年後見制度の普及促進（P64）で詳述しています。

② 福祉用具・住宅改修支援事業

現状と課題

高齢者が在宅の生活を継続できるよう、福祉用具や住宅改修に関する相談を行っています。

また、住宅改修を行う際に、内容や必要性を記載した理由書を介護支援専門員が作成した場合の経費を助成しています。

■住宅改修支援状況

	23年度	24年度	25年度
介護保険住宅改修支援事業実績（件）	12	13	17

今後の方向性

引き続き、住宅改修の理由書作成経費の助成を行います。

③ 配食サービス事業

現状と課題

65歳以上の方（高齢者のみで構成されている世帯）を対象に、一人当たり週4食まで1食400円（市負担）で、昼食、夕食のいずれかを提供することにより、安否確認を行うとともに、健康の基本である食生活の質の確保を図っています。

定期的に食事を配達することで、確実に安否確認ができるようになってきました。安否確認が必要とされる方に対するサービスであるため、事業のあり方について検討していく必要があります。

■配食サービス事業の利用状況

	23年度	24年度	25年度
利用者数（人）	168	159	143
延配食数（食）	26,770	24,569	21,114

今後の方向性

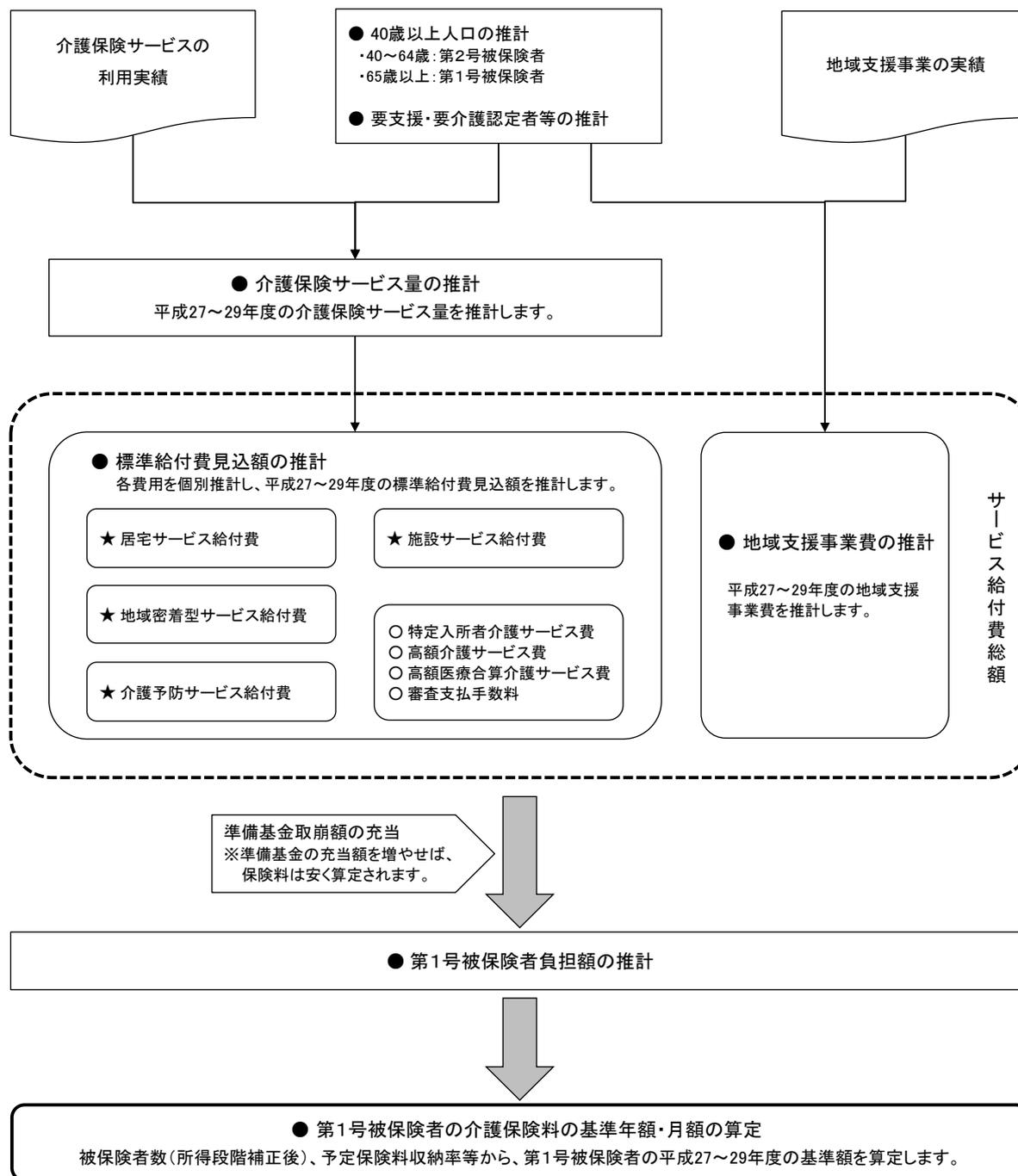
運営方法や事業のあり方を検討するとともに、他の見守りを目的としている安否確認事業との調整を図ります。

引き続き事業を実施していきます。

3 介護保険給付費等の見込みと保険料の算定

介護保険サービス量の推計に基づく標準給付見込額と、地域支援事業費の見込額を、サービス給付費総額として、第1号被保険者負担額を推計し、被保険者数と予定保険料収納率等から、第1号被保険者の介護保険料の基準年額・月額を算定します。

■第1号被保険者の介護保険料算定フロー



① 介護保険給付費等の実績

平成 23～25 年度の介護予防給付費、介護給付費、介護保険サービス事業費及び地域支援事業費の実績は以下のとおりです。

■介護予防給付費の実績

(千円)

	23年度	24年度		25年度	
	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
(1) 介護予防サービス	217,904	232,509	231,230	245,170	253,390
① 介護予防訪問介護	23,290	25,756	23,416	25,973	24,327
② 介護予防訪問入浴介護	23	144	56	150	291
③ 介護予防訪問看護	1,339	2,240	513	2,346	730
④ 介護予防訪問リハビリテーション	2,382	1,807	4,187	2,206	5,455
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	461	738	1,386	844	1,467
⑥ 介護予防通所介護	133,257	139,536	145,978	147,373	154,334
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	36,976	39,522	36,516	41,612	43,423
⑧ 介護予防短期入所生活介護	3,310	3,158	4,052	3,356	4,538
⑨ 介護予防短期入所療養介護	822	643	749	668	583
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	11,640	13,606	9,072	14,645	12,144
⑪ 介護予防福祉用具貸与	3,795	3,805	4,122	3,997	5,189
⑫ 特定介護予防福祉用具販売	609	1,553	1,183	2,000	909
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0	147
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	147
(3) 住宅改修	4,324	7,658	6,234	8,074	6,316
(4) 介護予防支援	26,528	27,389	27,742	27,826	30,581
介護予防サービスの総給付費	248,756	267,556	265,206	281,069	290,434

■介護給付費の実績

(千円)

	23年度	24年度		25年度	
	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
(1) 居宅サービス	1,902,127	2,111,498	2,022,375	2,321,369	2,140,348
① 訪問介護	150,190	157,427	168,997	165,631	169,313
② 訪問入浴介護	24,112	29,126	25,886	31,672	27,344
③ 訪問看護	38,395	44,352	38,728	48,147	39,672
④ 訪問リハビリテーション	14,381	15,896	17,681	17,007	17,948
⑤ 居宅療養管理指導	9,766	10,128	10,722	11,197	12,898
⑥ 通所介護	667,256	752,095	738,029	855,517	755,116
⑦ 通所リハビリテーション	227,080	256,935	223,332	268,418	230,023
⑧ 短期入所生活介護	437,345	473,673	432,452	535,826	498,477
⑨ 短期入所療養介護	67,184	100,054	60,585	103,111	50,802
⑩ 特定施設入居者生活介護	179,120	184,311	213,870	192,238	240,764
⑪ 福祉用具貸与	83,143	83,518	88,606	88,427	94,601
⑫ 特定福祉用具販売	4,155	3,983	3,487	4,178	3,390
(2) 地域密着型サービス	199,122	211,275	198,015	219,955	205,119
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	918
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	0	1,354	918	1,354	3,394
④ 小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
⑤ 認知症対応型共同生活介護	199,122	209,922	197,097	218,602	200,807
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
⑧ 複合型サービス	0	0	0	0	0
(3) 住宅改修	11,764	12,219	14,693	12,801	13,944
(4) 居宅介護支援	216,619	255,759	220,816	281,581	230,152
(5) 介護保険施設サービス	1,624,211	1,664,971	1,708,749	1,685,355	1,730,213
① 介護老人福祉施設	1,060,934	1,119,855	1,139,647	1,134,997	1,148,923
② 介護老人保健施設	547,623	523,416	548,886	528,657	554,978
③ 介護療養型医療施設	15,654	21,701	20,216	21,701	26,312
介護サービスの総給付費	3,953,843	4,255,721	4,164,648	4,521,061	4,319,776

■介護保険サービス事業費の実績

(千円)

	23年度	24年度		25年度	
	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
介護予防サービス	248,756	267,556	265,206	281,069	290,278
地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0	147
介護予防給付費計	248,756	267,556	265,206	281,069	290,434
居宅介護サービス	2,130,510	2,379,475	2,257,884	2,615,751	2,384,444
地域密着型サービス	199,122	211,275	198,015	219,955	205,119
介護保険施設サービス	1,624,211	1,664,971	1,708,749	1,685,355	1,730,213
介護給付費計	3,953,843	4,255,721	4,164,648	4,521,061	4,319,776
特定入所者介護（予防）サービス	221,271	239,906	223,511	259,082	235,533
高額介護（予防）サービス	73,951	82,459	79,244	92,354	81,437
高額医療合算介護（予防）サービス	3,530	10,450	15,714	11,286	11,789
審査支払手数料	6,297	6,570	6,454	6,900	5,616
介護保険サービス事業費（標準給付額）	4,507,648	4,862,662	4,754,777	5,171,752	4,944,585

■地域支援事業費の実績

(千円)

	23年度	24年度		25年度	
	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
地域支援事業費	70,716	109,500	95,097	116,500	106,969
（保険給付見込み額に対する割合）（％）	1.6%	2.3%	2.0%	2.3%	2.2%

※地域支援事業費全体の上限は、介護保険給付費の3%以内と定められています。

② 第6期期間における介護保険給付費等の見込み

第6期期間における介護予防給付費、介護給付費、介護保険サービス事業費及び地域支援事業費の見込みは以下のとおりです。

■介護予防給付費の見込み

(千円)

	27年度	28年度	29年度
(1) 介護予防サービス	313,521	237,025	153,735
① 介護予防訪問介護	25,482	12,878	0
② 介護予防訪問入浴介護	278	320	345
③ 介護予防訪問看護	3,192	3,942	4,135
④ 介護予防訪問リハビリテーション	8,234	9,106	9,483
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	1,466	1,540	1,612
⑥ 介護予防通所介護	171,702	88,888	0
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	60,676	69,248	77,214
⑧ 介護予防短期入所生活介護	5,294	6,367	7,419
⑨ 介護予防短期入所療養介護	2,429	3,020	5,013
⑩ 介護予防福祉用具貸与	6,782	7,786	8,841
⑪ 特定介護予防福祉用具購入費	1,754	2,239	2,580
⑫ 介護予防住宅改修	12,910	16,005	19,042
⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護	13,322	15,686	18,051
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,546	21,324	5,319
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	3,546	3,546	5,319
④ 介護予防地域密着型通所介護(仮称)		17,778	0
(3) 介護予防支援	34,844	36,761	37,905
介護予防サービスの総給付費	351,911	295,110	196,959

■介護給付費の見込み

(千円)

	27年度	28年度	29年度
(1) 居宅サービス	2,526,162	2,459,664	2,542,686
① 訪問介護	194,511	202,962	210,865
② 訪問入浴介護	30,409	32,466	36,660
③ 訪問看護	38,035	39,352	38,848
④ 訪問リハビリテーション	25,785	29,890	31,915
⑤ 居宅療養管理指導	15,552	16,855	17,970
⑥ 通所介護	845,754	698,060	720,583
⑦ 通所リハビリテーション	226,729	227,865	227,180
⑧ 短期入所生活介護	569,775	606,117	633,908
⑨ 短期入所療養介護	50,479	56,756	61,476
⑩ 福祉用具貸与	98,324	105,224	109,138
⑪ 特定福祉用具購入費	5,081	5,502	5,836
⑫ 住宅改修費	27,690	31,053	33,381
⑬ 特定施設入居者生活介護	398,038	407,562	414,926
(2) 地域密着型サービス	227,035	510,175	543,211
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,005	5,646	7,110
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	8,963	12,307	17,896
④ 小規模多機能型居宅介護	9,465	13,905	19,302
⑤ 認知症対応型共同生活介護	204,602	218,881	233,836
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	84,921	84,921
⑧ 複合型サービス	0	0	0
⑨ 地域密着型通所介護（仮称）		174,515	180,146
(3) 介護保険施設サービス	1,798,400	2,002,575	2,206,751
① 介護老人福祉施設	1,147,093	1,351,268	1,555,444
② 介護老人保健施設	628,268	628,268	628,268
③ 介護療養型医療施設	23,039	23,039	23,039
(4) 居宅介護支援	237,561	241,212	239,318
介護サービスの総給付費	4,789,158	5,213,626	5,531,966

■介護保険サービス事業費の見込み

(千円)

	27年度	28年度	29年度
介護予防サービス	348,365	273,786	191,640
地域密着型介護予防サービス	3,546	21,324	5,319
介護予防給付費計	351,911	295,110	196,959
居宅介護サービス	2,763,723	2,700,876	2,782,004
地域密着型サービス	227,035	510,175	543,211
介護保険施設サービス	1,798,400	2,002,575	2,206,751
介護給付費計	4,789,158	5,213,626	5,531,966
総給付費	5,141,069	5,508,736	5,728,925
特定入所者介護サービス費等給付額	264,430	287,379	305,325
高額介護サービス費等給付額	86,770	89,710	92,750
高額医療合算介護サービス費等給付額	14,740	16,340	18,120
審査支払手数料	6,019	6,246	6,487
介護保険サービス事業費（標準給付額）	5,513,028	5,908,411	6,151,607

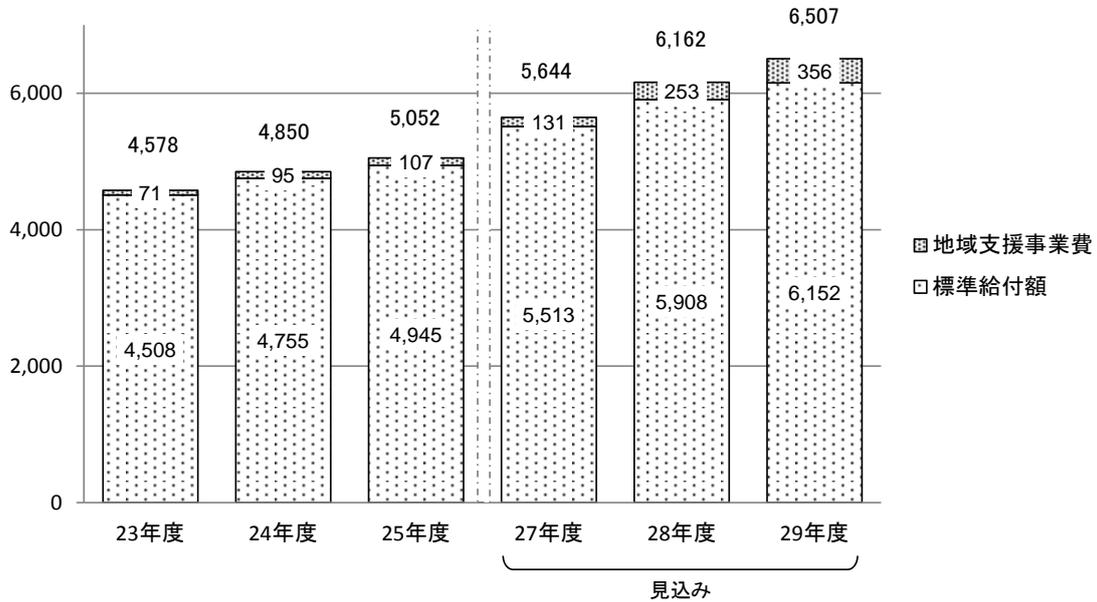
■第6期の標準給付額及び地域支援事業費の見込み

(千円)

	27年度	28年度	29年度	合計
標準給付額	5,513,028	5,908,412	6,151,607	17,573,047
地域支援事業費	131,154	253,441	355,867	740,462

標準給付額と地域支援事業費の推移

(百万円)

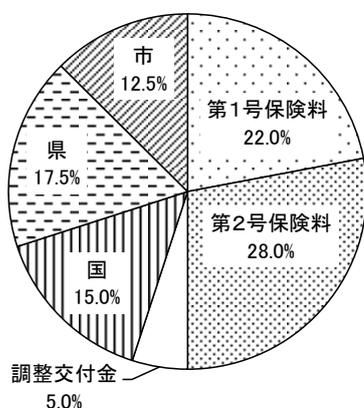


③ 保険料の算定

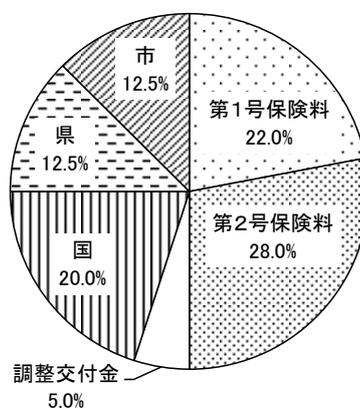
各事業の財源構成は下図のとおりです。「保険給付にかかる費用」と地域支援事業の「介護予防事業にかかる費用」及び「包括的支援事業・任意事業にかかる費用」とでは、第2号保険料や調整交付金の有無が異なります。

市では、前頁の「標準給付費及び地域支援事業費の見込み」に基づき、第6期計画期間の第1号被保険者保険料の算定を行います。

■ 保険給付（施設分）にかかる費用

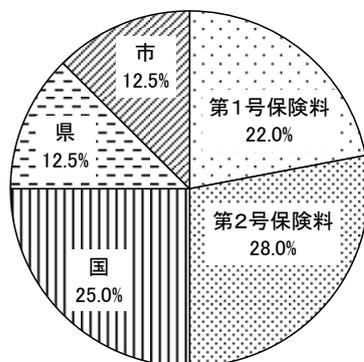


■ 保険給付（居宅分）にかかる費用

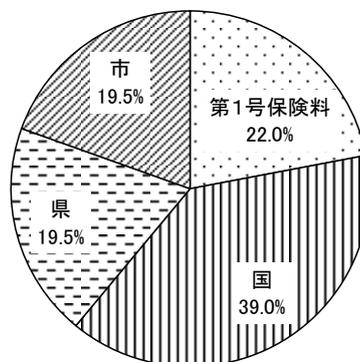


■ 地域支援事業

・ 介護予防事業にかかる費用



・ 包括的支援事業・任意事業にかかる費用



項 目	計 算	金 額
-----	-----	-----